

緑確保の総合的な方針（改定）



～緑を都民共有の資産として、将来に引き継いでいくために～

令和2年7月
東京都・特別区・市町村

目 次

第1章 「緑確保の総合的な方針」の必要性	1
1 2040年代の東京の姿に向けた緑施策	
2 これまでの緑施策	
3 方針の策定経緯	
4 これまでの主な成果	
5 方針の改定について	
第2章 東京の緑の現状と課題	9
1 みどり率の推移	
2 樹林地の現状	
(1) 山地	
(2) 丘陵地	
(3) 崖線	
(4) 平地林	
(5) 社寺林	
(6) 屋敷林	
3 樹林地の課題	
4 農地の現状	
(1) 生産緑地の2022年問題	
(2) 都市農地の位置付けの転換	
(3) 都市農地に関する制度改正	
5 農地の課題	
6 まちづくりにおける緑の現状	
7 まちづくりにおける緑の課題	

第3章 「緑確保の総合的な方針」 20

1 方針の枠組み

- (1) 方針の概要
- (2) 方針策定の視点
- (3) 系統分類による緑の把握

2 既存の緑を守る方針

- (1) 既存の緑を保全するための基本的な考え方
- (2) 確保の「水準」の設定
- (3) 「確保地」「確保候補地」の抽出

3 緑のまちづくりへの取組

- (1) 緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方
- (2) まちづくり事業による緑の創出
- (3) まとまった緑が創出されるまちづくり事業

4 緑の確保を更に推進する取組

- (1) 緑の確保を推進する先導的な取組
- (2) 既に進めている緑確保への取組

第4章 今後の取組に向けて 78

1 次世代を見据えた取組

2 様々な主体との連携

3 制度改善の要望

4 施策の進行管理と方針の推進

資料

第1章 「緑確保の総合的な方針」の必要性

1 2040年代の東京の姿に向けた緑施策

東京都は令和元年12月、2040年代に目指す東京の姿と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき戦略を示した『『未来の東京』戦略ビジョン』（以下「戦略ビジョン」という。）を策定しました。世界の政治・経済等の枠組みの大きな変化、第4次産業革命のうねり、世界的な気候変動の危機、少子高齢・人口減少社会の進行という、4つの点における歴史的な転換点に直面している中で、「戦略ビジョン」では、こうした厳しい状況に向き合い、目指す東京の姿の一つとして、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」を提示しました。そしてこのビジョンの実現を目指し、2030年に向けた戦略として、都市計画公園や緑地の整備、農地や自然地の保全を推進するとともに、防災や都市再生など様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所で緑を創出・保全していくことで、緑溢れた都市を創り上げていくこととしています。これは、平成29年に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において都市づくりの挑戦として掲げた、「緑の総量を減らさない」という目標と合わせ、今後、東京が取り組んでいく緑施策の大きな方向性となります。

2 これまでの緑施策

緑は、都市が自然環境との調和を保っていく上での重要な構成要素であり、これはほかのもので代替することはできません。このような緑の持つ可能性をあらゆる角度から生かせるようにすることが、東京を持続可能な都市としていく鍵と考えられます。

東京の都市づくりを緑の観点から振り返ってみると、市街化の進展による緑の減少に対して、東京都では昭和50年代から総合的な対策を講じるようになりました。体系的に緑地を捉えて全体目標像を示した「東京都緑のマスタープラン」^{※1}（昭和56年）、緑の対策範囲を民間まで広げて施策を示した「緑の倍増計画」^{※2}

※1 2000年の緑地の確保目標として、区部約10,700ha、多摩部約33,000ha 計約43,700ha(区域の30%相当)、1人当たり緑地面積は、区部12㎡、多摩部20㎡とした。

※2 緑の量、質、行動の倍増がコンセプト。1人当たり公園面積を3.1㎡から6.0㎡に、樹木を1億本から2億本に倍増することを目指した。

(昭和59年)、多摩の丘陵地の開発指針を示した「みどりのフィンガープラン」^{※3}(平成3年)、そして「みどり率」^{※4}を政策指標に掲げた「緑の東京計画」^{※5}(平成12年)等がありました。

また、平成6年の都市緑地保全法^{※6}改正に伴い、各区市町村の緑のマスタープランとも言える「緑の基本計画」^{※7}が法律上の基本計画に位置付けられ、今日まで東京都の都市計画区域のほぼ全自治体が策定、運用しています。

さらに平成18年3月には、東京都・区市町が合同で「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、計画的に都市計画公園・緑地の整備に着手することとしました。平成23年に当初の計画を改定し、令和2年までの10年間の計画で事業を進めています。

また、東京における自然の保護と回復に関する条例の緑化計画制度や開発許可制度、更に都市開発諸制度等^{※8}による緑の保全・創出、環境軸^{※9}のように、まちづくりと連動して緑を生み出す仕組みも充実させてきました。

これらの取組などにより、公園・緑地は、区部で過去10年間に230ha、多摩部で450haと着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども増加しており、緑を創出することについては、一定の成果を上げてきています。

※3 多摩の丘陵地の緑について、自然と開発の調和の観点から地形的、自然的特性により類型区分し、その特性に基づいて保全・活用が行われるよう、ガイドラインとして示したもの

※4 緑被率(ある地域における、緑で被われた土地の面積の、その地域全体の面積に占める割合)に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの

※5 平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしたもの

※6 昭和48年に制定。平成16年に「都市緑地法」に名称改正。都市緑地法は都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的

※7 都市緑地法に規定され、区市町村が定めることができる。緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画

※8 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計(東京都許可)に都市再生特別地区が加わった都市開発を誘導する制度群

※9 公園・緑地、道路や河川のみどりとこれら沿線のまちづくりで生まれるみどり等を組み合わせ、都市施設のみでは成しえない厚みと広がりをもったみどり空間の創造を目指すもの

3 方針の策定経緯

これまで様々な緑の施策が講じられてきたにもかかわらず、東京全体の緑を俯瞰すれば、いまだに減少傾向が続いています。その大きな要因は、人と自然との関わりの中で、長い間育まれてきたと言われる樹林地や農地等の既存の緑の役割の変化にあります。例えば、樹林地は、いわゆる平地林^{※10}や屋敷林^{※11}、あるいは丘陵地・山地での薪炭林^{※12}や用材林^{※13}などの用途や機能に由来するよう、生活や産業に不可欠な存在でした。

その後、産業構造の変化や市街化の進展により、こうした樹林地や農地の面積は著しく減少しましたが、残された緑という観点からすると、その希少性が今日では、逆に大きな意味を持つようになりました。

近年、地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、郷土の景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、緑の持つ多くの機能が見直され、再びなくてはならない存在になったと言えます。

既存の緑は都民全体のかげがえのない共有財産であり、未来に向けて確実に引き継いでいかねばなりません。我々の世代は、その責務があります。ややもすると見過ごされがちな、こうした既存の緑にもっと関心を持ち、まちづくりの一環として力を注ぐことが必要です。

また、既存の緑の保全だけでは、緑を一層重視した総合的なまちづくりとはなりません。東京の各地で起こる再開発等の様々なまちづくりについて、質・量ともに確保するための規制誘導策等を示していくことも併せて必要です。

こうした観点から、既存の緑については、まず、都全域について、実態を把握し、整理した上で、今後の緑の方向性を明らかにしていく必要があります。そして、これまで以上に保全を推進するためには、具体的、効果的な方策を検討し、時期を逃すことなく、対策を講じていくことで、緑の減少傾向を緩和していく必要があります。

※10 都市近郊や平坦地域に残された森あるいは林。ここでは、ほぼ平坦地にある雑木林を指す。

※11 農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された複層構造を持つ林

※12 薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林

※13 主に有用材を生産するための森林

また、緑を一層重視したまちづくりを実現するためには、目指すべき地域の緑の姿に沿って、既存の緑とまちづくりで生まれる緑との連携を進めていく必要があります。

このような既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするために、東京都と区市町村は、「緑確保の総合的な方針」を平成22年5月に策定しました。平成28年3月には、更なる緑の確保を進めるため確保地の追加を行い、都市の中で減少傾向にある緑の課題に対応しています。

4 これまでの主な成果

◆確保地・確保候補地について

「緑確保の総合的な方針」では、平成22年に確保地約305haを公表し、更に平成28年に約134haを追加して計画的に緑の保全に取り組んできました。その結果、これまでに、都と区市町村は確保地約439haのうち約315haを確保しました※14。

また、計画期間にとらわれずに保全に取り組むとした確保候補地約1,055haについても、これまでに約104haを確保しました。

◆都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地として、市街地にある崖線の貴重な緑や農地を確保したことで、これらを永続的な緑の空間として多くの都民が活用できるようになりました。



世田谷区 喜多見農業公園



大田区 佐伯山緑地



国分寺市 恋ヶ窪用水路周辺緑地

※14 方針策定時に設定した確保水準を達成したものを「確保した」と表現する。確保面積は平成31年4月1日現在。確保水準については、P83 【資料】「確保地の水準の基本的な考え方」を参照

◆特別緑地保全地区※15

地域に大切にされている樹林を、13区市30か所で特別緑地保全地区として保全し次世代に引き継がれることになりました。



足立区 西新井栄町



西東京市 下保谷四丁目
(高橋家屋敷林)

◆農の風景育成地区※16

都市に潤いを与えるとともに、災害時の避難空間にもなる農地を含む地域の景観を、地域の方々の協力を得て、3区4か所で「農の風景育成地区」に指定することにより保全しました。



杉並区 荻窪一丁目・成田西二・三丁目地区
(屋敷林とミカン畑の風景)



練馬区 南大泉三・四丁目地区
(地区内の体験農園)

※15 都市において良好な自然的環境を形成している緑地を、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。都市計画法における地域地区として、市町村等が計画決定を行う。土地所有者には、相続税・固定資産税の評価減、建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができるなどのメリットがある。箇所数は平成31年4月1日現在

※16 都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、将来にわたり風景を保全、育成する地区。区市町が地区の選定・運営を行い、都が指定する。箇所数は令和元年12月20日現在

◆東京の緑を守ろうプロジェクト

本方針の主旨に賛同した一般財団法人セブン-イレブン記念財団との連携・協力により、「東京の緑を守ろうプロジェクト」として都内に残る緑を保全する市民活動の支援を行いました。屋敷林や雑木林など東京の緑の保全活動を行う市民団体に対し、平成22年度から平成30年度までに、合計235件、総額約4,315万円の活動助成を行いました。

また、このプロジェクトでは、本方針を後押しする民間組織として「東京の緑を守る将来会議」を創設し、緑の保全に関するシンポジウムやセミナー等の普及啓発活動などを行いました。東京の緑を守る将来会議は、平成30年度にNPO法人Green Connection TOKYOとして法人格を取得し、中間支援組織として更に活動を充実させていくこととしました。



緑の保全に関するシンポジウム



雑木林の保全活動

◆界わい緑化推進プログラム

公益財団法人東京都公園協会と連携し、区市町村の計画案に対し人材の提供や活動に対する助成を行う「界わい緑化推進プログラム」を実施し、緑に囲まれたまちづくりをしたい地域の要望を実現してきました。

<緑化事例>



平成26年度 港区



平成29年度 八王子市

5 方針の改定について

平成31年2月、東京都都市計画審議会から、「東京における土地利用に関する基本方針について」の答申(以下「答申」という。)がありました。

答申では、「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえた土地利用のあり方として、「将来の人口減少を見据えた安全で魅力や活力の高い都市の創出を図る土地利用へ転換すべき」と提言しており、緑については、丘陵地、河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどり^{※17}の充実及び都内全域でのみどりの量的な底上げと質の向上を推進することが必要としています。

また、特に、農地は、付加価値の高い農業生産の場として活用されることに加え、環境や防災の機能を持った貴重な緑の空間であり、将来にわたり保全・活用していくことが極めて重要であるとしています。

緑確保の総合的な方針は、策定の経緯や意図を引継ぎつつ、「戦略ビジョン」で示す方向性や「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ、新たな10年間の計画期間を設定し、改定を行います。

※17 答申では、樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などを「みどり」と表現している。

第2章 東京の緑の現状と課題

1 みどり率の推移

平成30年のみどり率の調査結果では、東京都全域で平成25年の53.0%から平成30年の52.5%へ、0.5ポイント減少しています。用途別の推移では、公園・緑地が3.8%から3.9%と0.1ポイント増加しているのに対し、樹林・原野・草地在42.9%から42.6%と0.3ポイントの減少、農用地が3.7%から3.4%と0.3ポイント減少しています。

2 樹林地の現状

東京の緑のうち樹林地は、東京都統計年鑑(平成20年から平成30年まで)のデータによると、約300ha減少し、今も減少を続けています。

東京に残された緑を概観すると、樹林地は山地、丘陵地、崖線、平地に存する形態のものと、社寺林や屋敷林といった人の生活との関わりの中で、古くからほぼ都内全域にわたり点在するものに分類されます。

それぞれの樹林地の状況と特性・概要は、以下のとおりです。

(1) 山地

丘陵地の西側に続く、いわゆる関東山地で、約6割が人工林です。林業経営を取り巻く厳しい環境から、伐採及び造林が停滞し、高齢林の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下などが問題となっています。

山地は都市計画区域外が大半であり、都市計画区域内であっても市街化調整区域では、採石場、変電所なども見られます。

また、現在、緑地であっても、将来の宅地開発等のために、経済成長期に買収された企業用地もあります。

山地の緑に関する制度は、保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)など、地域制緑地の制度^{※18}が主体となっています。

※18 保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)、風致地区(都市計画法)、特別緑地保全地区(都市緑地法)、生産緑地地区(生産緑地法)など法や条例に基づき、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境などの保全を図るもので、本方針の山地においては、森林法並びに自然公園法上の制度が指定されている。

(2) 丘陵地

山地の東に続く丘陵地の大半は、人為的な営みによって維持されてきた二次林^{※19}で構成されています。丘陵地は多くの谷戸、湧水、河川などを擁し、生物多様性を維持する空間としても重要とされ、「里地里山」として親しまれています。丘陵地は市街化の進行により、約6割の緑被となっています。

丘陵地は、「みどりのフィンガープラン」によると、大きく八つに区分されます。これらは、古くから東京の重要な緑と認識され、都立自然公園^{※20}、首都圏近郊緑地保全区域^{※21}、風致地区^{※22}、丘陵地景観基本軸^{※23}、保安林^{※24}、保全地域^{※25}などの制度が重複して指定されています。さらに、昭和50年代以降、特に重要な緑が公園事業で買収され、野山北・六道山公園、長沼公園、桜ヶ丘公園などの都立の丘陵地公園となっています。

(3) 崖線

崖線の緑は、多摩川などの河川や東京湾の海による侵食作用でできた崖地に生育して残った緑であり、緑が遠くからでも連続して見え、多くの湧水や動植物、社寺林などの資源を有し、東京の緑の骨格の一つとなっています。都内では大小約40か所、延長約230kmに及んでおり、その約4割が緑で被われています。現在では、市街地に残された貴重な緑となっていますが、一部において開発も見受けられます。

崖線は、行政区域をまたいで連続していますが、緑地保全の取組は自治体によって違いがあります。保全に当たっては、都市計画法に基づく都市計画緑地等としての土地の買収、都市緑地法による規制、条例等による届出や許可、

※19 その土地本来の自然の植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林

※20 自然公園は、優れた自然風景を保護することが必要であり、保護計画に定められた区分(特別保護地区、特別地区、普通地区等)によってそれに応じた行為の制限、手続が行われる。

※21 首都圏近郊緑地保全法に基づいて、相当規模を有する自然豊かな良好な緑地を、国が指定するもの

※22 都市計画法に基づく地域地区で、自然の趣を維持するために、建築等の規制を行う制度

※23 東京都都市景観マスタープランにおける景観基本軸の中で、東京都景観条例に基づく区域を指定し、一定の規模の建築等の届出制による景観誘導を図るものの一つ

※24 森林法に基づき、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、保健休養、風致の保全等を目的に、立木の伐採や転用に制限がある森林

※25 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全制度。良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを指定し、都民の大切な財産として残していこうというもの

要綱による指導などの手法を使った取組が進められています。

(4) 平地林

かつての平地林は、多くが市街化により消失し、今日では公共施設や研究所等の大規模施設内及び市街化調整区域内にわずかに残存するだけです。1ha以上の平地林は、30か所程度となり、武蔵野の身近な緑を享受することのできる、極めて希少な存在となっています。

その中には、保全地域や市町の条例に基づく保存樹林に指定されているものがあります。

(5) 社寺林

社寺林は、屋敷林と似て、地域の特色や歴史を感じられる身近な緑となっています。1,000㎡以上の社寺林は、都内に広く分布しており、その数は約500か所になります。個人所有の樹林と比べ、その性格から比較的開発がされにくい緑です。

社寺林は、区市町村の条例に基づく保存樹林に指定されているもののほか、上野寛永寺、明治神宮、大宮八幡宮など、特別緑地保全地区に指定されているところもあります。

(6) 屋敷林

屋敷林は、樹林としての規模は小さいものの、武蔵野らしさ、地域らしさを感じることのできる身近な緑として貴重になってきています。1,000㎡以上の屋敷林は、都心、東部低地地帯を除き、市街化区域に万遍なく分布しています。特に、青梅街道、五日市街道などの街道沿いには、江戸時代の新田開発に伴って育まれた屋敷林が多く見られます。

都内には、800か所を超える屋敷林が確認され、その累計面積は200ha以上にも及びます。屋敷林は、各区市町村の保存樹木や保存樹林、都市緑地法に基づく市民緑地や特別緑地保全地区等の指定が進む一方、相続等の要因により消失するものも見られます。

3 樹林地の課題

東京の樹林地は、保全を進めるに当たって、主に以下の課題があると考えられます。

- 現在ある緑の保全制度が十分に普及・活用されていないこと【全般】
- かつて林業の営みによって維持されていた森林が、経営状況の悪化や担い手不足等により荒廃し、また、かつての里山は手入れが行われなくなっていること【特に、山地及び丘陵地】
- 緑の保全に関する制度が多種類あり、その運用主体も都や区市町村など様々であり、相互に補完、連携が十分に図れていないこと【特に、丘陵地や崖線の緑】
- 市街地に残された小規模な樹林地に対する保全制度が十分でなく、相続等により失われていること【特に、屋敷林】
- 相続など不測の事態に対応できる、樹林地を買い取るための財政的な仕組みが十分でないこと【特に、屋敷林、丘陵地、崖線の緑】
- 樹林の維持は、所有者にとって、固定資産税、都市計画税及び相続税の負担が大きいこと
- 樹林地所有者の樹木せん定や落ち葉掃きなど日常の維持管理がコスト・労力共に負担になっていること
- 屋敷林などは、近隣への落ち葉や日照の問題への対応、樹林地内へのごみの不法投棄などに困っていること、また、台風被害による隣家への倒木の恐れも問題となっていること

4 農地の現状

東京の緑のうち、農地は東京都統計年鑑(平成20年から平成30年まで)のデータによると、約1,000ha減少し、今もなお減少を続けています。

現在では、東京の農地は、市街化区域内で生産緑地^{※26}約3,100ha、宅地化農地^{※26}約730ha、市街化調整区域内には、約1,740ha、合計約5,570haとなっています。約7割が市街化区域内農地であり、そのうちの約8割が生産緑地です。

その分布を見ると、農地の多くは散在していますが、区部周辺部では、屋敷林が農地と一団地化し、また、多摩中央部では短冊状のまとまりが見られ、武蔵野の特徴ある景観を残しています。

農地の減少の背景には、相続の発生に伴う農地の処分が大きく影響しています。ここ数年、都市農地に関する諸制度の改正は進んできていますが、相続が発生し、後継者がいない場合、農地を維持する仕組みは、まだ十分に整っていないとは言えません。後継者がいても相続税のために農地を手放さざるを得ない場合もあります。

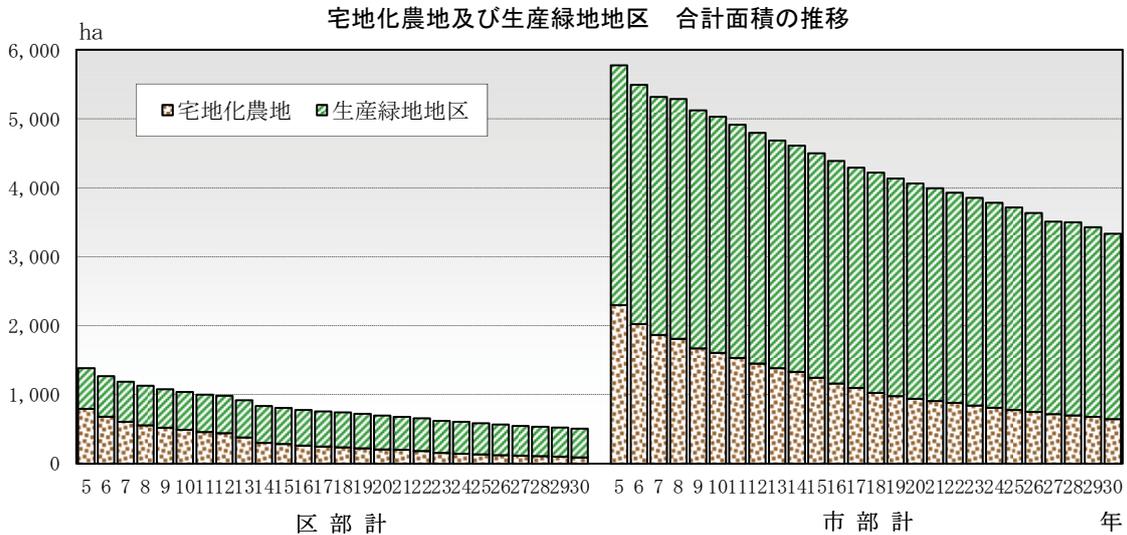
■ 都内農地面積内訳(島しょを除く。)

地域区分	農地区分	面積(ha)	
市街化区域	生産緑地地区	3,100	※都市整備局:東京の土地2018より
	宅地化農地	733	※都市整備局:東京の土地2018より
	計	3,833	
市街化調整区域	農業振興地域農用地区域	788	※関東農政局:農業振興地域整備計画総覧 平成29年12月31日現在
	上記以外	952	
	計	1,740	※農林水産省:耕地面積調査 平成30年より
都市計画区域外		118	※農林水産省:耕地面積調査 平成30年より

※26 平成3年の農地関連税制の改正により、市街化区域内農地は「保全すべき農地(生産緑地)」と「宅地化する農地(宅地化農地)」に明確に区分することとなり、生産緑地内の農地は農地課税、宅地化農地には計画的な宅地化を図るものとして固定資産税・都市計画税の宅地並み課税が適用されることとなった。

■ 市街化区域内農地面積の推移

※都市整備局：東京の土地2018より



(1) 生産緑地の2022年問題

これまで、市街化区域内における農地の保全に、非常に大きな役割を果たしてきたのが生産緑地地区制度です。1980年代後半の大都市を中心とした急激な地価高騰から住宅・宅地供給が重要課題となり、市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」とされましたが、平成3年の生産緑地法の改正により、保全すべき農地については生産緑地地区として都市計画に位置付け、固定資産税や相続税の優遇措置とともに30年間の転用制限を行うこととなり、平成4年には約3,200haの生産緑地地区が指定されました。

現在^{※27}、都内において、平成4(1992)年に都市計画決定された生産緑地地区は約2,000haとなっており、この面積は、都内の生産緑地の約8割に相当し、宅地化農地も含めた市街化区域内農地の約7割に相当します。

しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税の優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることとなります。このことにより、令和4(2022)年以降、生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されています。

※27 平成30年12月31日時点

(2) 都市農地の位置付けの転換

一方で、近年では、東京の農業を取り巻く社会情勢や都市環境は大きく変化してきています。食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全な農産物の供給が高く評価されています。

また、ゆとりや潤いを求める価値観の広まり、東日本大震災を契機とした防災意識の向上等により、都市農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難空間としての役割が見直されています。こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場の提供などの多様な機能への評価が高まっています。

このような背景の下、平成27年に制定された都市農業振興基本法において、都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされ、同法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置付けを転換することとされました。

さらに、平成29年の都市緑地法の改正において、法における「緑地」の定義に農地が含まれることが明記されました。これにより、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の制度において「緑地」として位置付け、保全・活用を図ることが可能となりました。

(3) 都市農地に関する制度改正

都市農業振興基本法の制定以降、都市農地の保全、活用に関する様々な制度改正が行われています。

■ 生産緑地法の改正

平成29年には、生産緑地法の改正により、特定生産緑地制度が創設されました。これは、近く都市計画決定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる期日が10年間延長され、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予が継続される制度となっており、10年経過後も、繰り返し10年ごとに期日を延長することができます。

さらに、生産緑地法の改正では、区市町村の条例により、生産緑地地区の一団の面積要件を500㎡から300㎡に引き下げることが可能となったほか、営農継続の観点から、生産緑地地区内に、農業者の収益性の向上に資する、農産物等の加工施設、直売所、農家レストランなどの施設が設置可能となりました。

■ 生産緑地の貸借の円滑化

生産緑地については、これまで制度上、農地を貸した場合の所有者のデメリットが大きく、貸借による農地の有効活用などの取組が進まないことも課題となっていました。この課題への対応として、平成30年には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、貸借期間終了後に農地が所有者に返還される、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸することができるなど、所有者にとって安心して生産緑地の貸借が行える仕組みが創設されました。

■ 田園住居地域の創設

都市計画の観点から農地の保全、活用を図る仕組みとして、平成29年の都市計画法、建築基準法の改正により、用途地域の一つとして田園住居地域が創設されました。田園住居地域は、農地の開発規制と農業用施設等への建築制限の緩和などを通じて、宅地と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成する地域の実現を図るものです。

5 農地の課題

東京の農地を、食料生産の場としてだけではなく、都市ならではの環境保全・レクリエーション・環境教育などの機能も併せて考えた場合、保全に向けて、以下のような課題があると考えられます。

- 農業経営に必要な施設用地や屋敷林などが相続税納税猶予制度の対象外であるため、農家に相続が発生すると高額な相続税が課せられ、農地を処分せざるを得ない状況になること
- 農地を保全するための都市農地に関する諸制度の改正は進んできているものの、農業従事者の高齢化に加え、後継者がいないなど、担い手が依然として不足していること
- 市街化区域内に恒久的に農地を残す制度が少ないほか、「生産緑地」でなくなっても、農的あるいは緑地的な利用が継続できる仕組みが不十分であること
- 区市町村による生産緑地の買取り制度はあっても、公共施設の計画的整備との整合や財源の手当てなど、現実的には対応が難しいこと

6 まちづくりにおける緑の現状

東京のまちづくりは、道路や公園などの基盤整備、土地区画整理事業、再開発事業から、土地利用制限や建築・開発規制まで、地域の特性に応じて、様々な手法によって行われています。

このようなまちづくりの中で、公園や道路のような基盤整備を除くと、緑を確保する手法としては、大規模な開発で行われる規制・誘導によるものや土地区画整理事業などの面整備により創出されるもの、個別の建築物の建築に合わせて一定の緑化を義務付けるものに大きく分けられます。

都市開発諸制度等^{※28}による開発では、空地の確保や緑化が義務付けされているほか、「公開空地等のみどりづくり指針」^{※29}の運用により、緑のネットワークの形成や快適性、安全性、景観、生物多様性の保全などに配慮した質の高い緑が、都心を中心に多く生み出されています。

地区の将来像を定めて必要な地区施設を配置したり、適切な土地利用コントロールのルールを定める地区計画等^{※30}の制度は、東京都の市街化区域の19%にまで広がり、その中で地区計画等緑化率条例制度^{※31}を定めている事例もあります。

個別の建築時の緑化では、東京における自然の保護と回復に関する条例や区市町村の緑化に関する条例により、一定の緑化を義務付けるなど緑化指導が普及しています。

一方、周辺区部や多摩中心部において、昭和30年から40年代までに建設された敷地規模の大きい住宅団地が建替えの時期を迎えています。こうした施設内では、緑が成長しているため、建替えの際には、その取扱いが課題となる一方、新たな緑化をする場合は、緑の創出に大きな役割を果たすようになっています。

※28 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計(東京都許可)に都市再生特区が加わった都市開発を誘導する制度群

※29 大規模建築物等の建築などを行うおとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めた指針。これに基づき事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目指すもの

※30 地区計画は、都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度で、地区計画及びそのほかの地区計画(沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画)をいう。

※31 都市緑地法に基づき、緑化推進の観点から、地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、建築物の緑化率の最低限度を、条例で建築物の新築等に関する制限として定めることができる。

また、緑が極めて少なく、まちづくりにおいても緑化施策を展開し難い地区では、新たな対策も求められています。

7 まちづくりにおける緑の課題

まちづくりにおける緑の現状を踏まえると、主に以下のような課題が挙げられます。

- まちづくり事業において、緑を創出するそれぞれの取組は充実しつつあるものの、それらを公共的な緑として評価した上での施策が少ないこと
- 各自治体における緑化条例等は普及してきたものの、自治体により、緑に関する取組は、温度差が見られること
- 地区計画の策定件数は増えているものの、計画で扱われている緑の施策は必ずしも十分ではなく、地区計画等緑化率条例制度、緑化地域制度など新たな制度も普及していないこと
- 大規模な団地等の建替えでは、敷地内に創出・保全される緑と周辺のまちづくりとの関わりを調整する仕組みが育っていないこと
- 緑の資源が乏しく、まちづくり事業の適用もない地域では、緑への関心も薄く、緑を確保するための施策も少ないこと
- 緑を創出する取組はあっても、適切な維持管理まで担保できていないこと

第3章 「緑確保の総合的な方針」

1 方針の枠組み

(1) 方針の概要

① 目的

「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とします。

② 位置付け

「戦略ビジョン」に示した、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、区市町村と合同で戦略的に緑を保全していきます。

「都市計画公園・緑地の整備方針」(都・特別区・市町合同策定、施設整備の観点から取りまとめ)と車の両輪となって、主に既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。

③ 計画期間

令和11年度まで

ただし、取組結果や新たな施策展開の進捗を方針に反映させていくため、5年程度経過した時点で、確保することが望ましい緑のリスト等の修正を行う予定です。

④ 対象とする区域及び緑

現在、緑が失われつつある地域を中心とした、島しょ部を除く、東京都全域を対象区域とします。

対象となる緑は、主に人間の生活との関わりの中で育まれてきた樹林地や、農地、草地、敷地内の緑(建築物上緑化を含む。)等とします。

(2) 方針策定の視点

① 自治体の枠を超えて共同で取り組む

今日では、緑は都と区市町村の共通の課題となっており、問題を共有化し、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組の質を高めていくことが求められます。

東京の緑の確保という共通目標に対し、都と区市町村とが共同して取り組みます。

② 都・区市町村が検討する共通の図を持つ

地理情報システム(GIS)を活用し、緑の量だけでなく、地形の成り立ちとの関係や歴史・文化との関わりなど、緑の質に着目して分類し、都・区市町村が検討する共通の図を作成し、具体的にどのような取組をしようとしているのか、地域像を把握できるようにします。

③ 確保することが望ましい緑を明示する

民有地の緑を保全するためには、その地域において緑が、現在、どの程度重要であるかの判断と確保の可能性を検討することが必要です。

これらは、社会経済や財政、法制度の状況によって変化することが考えられますが、本方針では、保全の担保性の異なる様々な保全手法の検討や、計画期間にとらわれずに保全を目指す確保候補地の抽出など、緑の確保を幅広く捉え、今後確保することが望ましい緑を明らかにします。

④ 特徴的な施策を提示する

都市において緑の豊かさを実感できるようにするためには、既存の緑を確保するとともに、まちづくりのあらゆる場面において緑に配慮する必要があります。

本方針では、緑の保全や創出に寄与する東京ならではの特徴的、積極的な施策を提示していきます。施策の推進に当たっては、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して取り組みます。

(3) 系統分類による緑の把握

答申では、東京の緑の全体像を次のように述べています。

○骨格のみどり

東京のみどりの骨格として、面的なみどりの広がりのみどりの軸があり、自然地形を主体として都市に定着し、東京を象徴する存在となっている。

面的なみどりの広がりとしては多摩西部からJR武蔵野線の間では、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園などが、JR武蔵野線の東側では、広く展開する農地や大規模な都市公園などが、区部中心部では、皇居や明治神宮などの大規模な緑地が、主な構成要素となっている。

また、みどりの軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地、幹線道路沿いの街路樹、軌道緑化のみどりなどが東京を貫いている。

○地のみどり

骨格以外に、地のみどりとして、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりが様々な規模で都内全域に点在している。

① 系統分類の意義

これまで、東京の緑の状況は、航空写真などを活用した「緑被率」、「みどり率」などにより把握されてきました。この方法は、全体の量の変化を理解するには適していますが、どのように立地している緑なのかを把握することはできません。

また、東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を超えてつながっている場合も多くあります。

このような緑の特性を理解しやすくするために、本方針では、丘陵地、崖線、屋敷林、農地等のように日頃認識される既存の緑を「系統」という考え方で分類しています。

② 系統分類とは

系統は、長年にわたって地域に育まれてきた、次のような「水と緑の資源（水面や樹林地を含む区域）」を指しています。

- ① 水と緑のネットワーク形成に資するもの
(丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など)
- ② ①と連続し、かつて存在したもの
(開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など)
- ③ ①②以外で歴史的に地域に尊重されているもの
(歴史的な街道の並木、屋敷林、社寺林など)

系統に分類することで、新しく植栽された緑とは別に、地形なりの緑や歴史文化に根ざした緑を、保全の対象として認識することができます。

また、系統ごとの課題や保全のための方法について、整理し理解することが容易になります。

③ 系統の説明

■山地

地形に即した区域

■丘陵地

地形に即した区域

■崖線

地形に即した区域

■平地林

山地、丘陵地など地形による系統以外で面積1ha以上の自然林・二次林

■河川

都市計画河川の範囲及び都市計画河川以外の河川は水面の両岸からおおむね4mの範囲

■上水・用水・水路等

「東京の土地利用 平成28年東京都区部・平成29年多摩・島しょ地域（東京都都市整備局）」における水面

■湧水

「東京の湧水 湧水マップ 平成31年3月（東京都環境局）」における湧水

■社寺林

宗教法人として登録された神社や寺の敷地のうち、1,000㎡以上の一団の樹林地

■屋敷林

屋敷を取り囲むように形成された1,000㎡以上の樹林地及び1,000㎡未満であっても、由来や樹種などから「歴史的に地域に尊重されている」と認められるもの

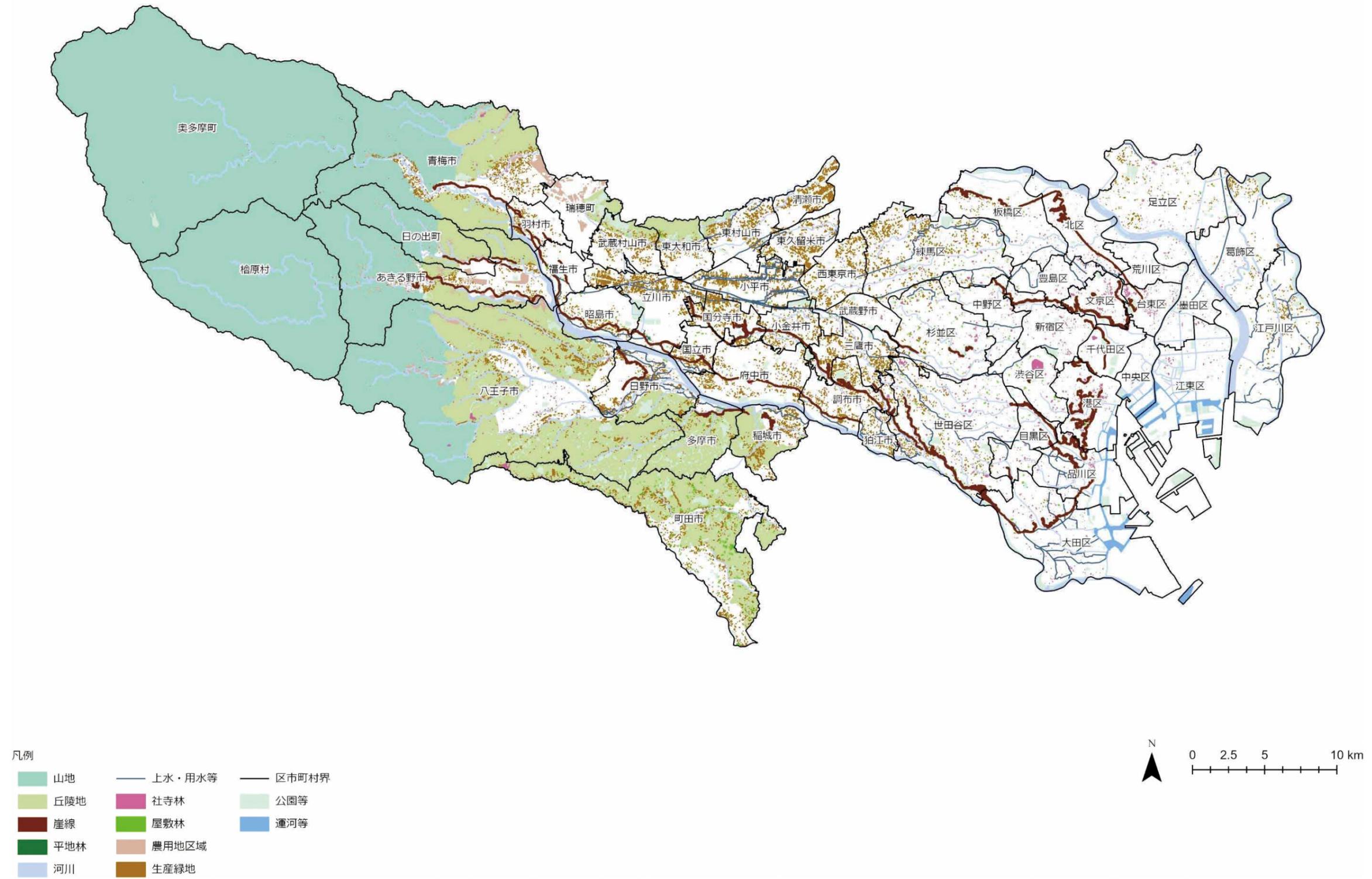
■農地

市街化調整区域内農地、市街化区域内農地のうち生産緑地及び一団のまとまりのある農地群

■その他の緑・オープンスペース

ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しないその他の一団の緑のまとまり及びオープンスペース

緑の系統図



2 既存の緑を守る方針

(1) 既存の緑を保全するための基本的な考え方

平成22年5月策定の「緑確保の総合的な方針」で示した以下の考え方を継承し、都と区市町村が連携して取り組んでいきます。

① 緑の減少傾向を緩和する

東京の樹林地や農地などのオープンスペースは、相変わらず減少を続けています。この樹林地や農地に着目し、都と区市町村とが共同して、その減少傾向の緩和に努めるとともに、可能な限りオープンスペースとしての機能の継続を図っていきます。

② 骨格となる緑の系統を保全する

丘陵地や崖線の一部、あるいは屋敷林、社寺林の樹林地やまとまって残る農地は、長い歴史の過程の中で育まれてきた緑です。

こうした既存の緑は、普段から目にする身近な緑となっているだけでなく、地図上に記載してみると、まとまりや連続性を形成するなど、骨格として大きな意味を持っていることが分かります。

この方針では、既存の緑を「系統」として分類・整理し、系統自体を緑の骨格として保全することを目指します。

③ 確保すべき緑を明らかにする

系統に分類した緑の多くは、民有地であることから所有者の事情によって失われるおそれがあります。既存の緑を守るためには、どのように保全していくか、規制等の程度による確保の水準をあらかじめ設定しておく必要があります。

この設定に基づいて、今後確保することが望ましい緑を、都と区市町村とが系統と水準に即してリストアップし、明らかにすることとします。

その際、各区市町の策定した「緑の基本計画」に沿うことが重要ですが、策定から10年以上経過しているような場合は、趣旨を尊重しつつ、最新の各種実施計画や想定される社会経済状況等を勘案して判断するものとします。

④ 系統ごとに新たな施策を展開する(樹林地)

系統分類した緑は、それぞれ規模や置かれている状況が異なり、実態に即して保全への努力を行うことが必要です。このため、都と区市町村がそれぞれの役割を担いつつ、連携して系統の保全に取り組むとともに、一層の保全を推進していくために、系統に沿った新たな施策を展開していきます。

特に、保全すれば効果的な緑のうち、樹林地については、丘陵地、崖線の緑、屋敷林、社寺林、平地林の各系統を中心として、以下の基本的な考え方の下に施策を展開します。

丘陵地や崖線の緑は、その広がりにおいて、行政区域を超えているだけでなく、様々な保全制度や都市計画の区域が重複するなど分かりづらくなっていることから、これらを乗り越えて、総合的・一体的な視点の下に施策の展開を図ります。都県境をまたぐ丘陵等の緑についても、関係する自治体と連携して取組を進めていきます。

屋敷林や社寺林のように、散在しつつ、都内に広く残っている緑は、まちなかにおけるその重要性を啓発するとともに、継続して維持ができるよう、あらゆる角度から支援を検討していきます。

平地林や河川の系統に属する緑は、特別緑地保全地区等の指定や都市計画事業といった既存の都市計画手法などを活用して、計画的に保全を進めていくこととします。

⑤ 系統ごとに新たな施策を展開する(農地)

都市の農地は、都市計画の観点から見ると、特に市街化区域内の生産緑地が重要な位置を占めています。今日、都市農地の価値が見直され、都市に「あるべきもの」として位置付けられた中で、農地を確保していくためには、生産緑地を維持継続していくことが重要です。まず、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する農地については特定生産緑地の指定を促進し、2022年以降の継続性を確保する必要があります。

また、生産緑地の指定面積要件の引下げや一団要件の緩和を活用し、小規模農地の生産緑地地区への追加も積極的に進めていきます。

これに加え、農地を保全するためには、営農の継続が欠かせません。農地

が都市と調和しながら都民生活に貢献できるよう、例えば収益性の高い農業経営の普及や、農産物の地域における流通の活性化、貸借の制度を活用した担い手不足への対策など、都市農業として継続できる環境整備を併せて進めていくことが重要です。

また、農地は、都市環境を維持するための環境保全機能、災害時の避難空間としての機能や火災の延焼を遮断・遅延する機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など多様な機能を有しています。農業の継続が困難となった場合に備え、これらの機能ができる限り継続して発揮できるよう、都と区市町村が連携して多様な施策の展開を促進するとともに、特に重要な農地は都市計画公園・緑地として「農的な空間」に位置付けるなどのほか、新たな農地の保全・活用の在り方を検討していきます。

⑥ 社会全体で緑を支える仕組みづくりを構築する

緑がもたらしている様々な恩恵は、等しく私たちに還元されています。屋敷林などの緑は、個人の財産ですが、環境形成等への機能に照らして、地域全体の公共的資産と捉えることも必要です。この意味で、緑の保全への取組は、関心のある者だけが行うのではなく、利益を享受する社会全体が支えていくべきものと言えます。

今後は、樹林地等の緑の管理を、行政、都民、NPO、企業等が協働することで、民有地のまま、できる限り維持してもらい仕組みを育て、保全に努めていきます。あわせて、樹林地を所有していることで発生する様々な負担や不測の事態により所有者が維持できなくなった場合に、できる限り行政が対応していく仕組みも検討します。

また、都市部における緑への関心の高まりを緑の保全や活用につないでいくような、自治体間や地域間の交流を活発化させていきます。

(2) 確保の「水準」の設定

① 確保地<水準1>から<水準3>と確保候補地

民有地にある緑は、所有者の事情により、開発され、失われるおそれがあります。一見、同じ緑であっても、所有の状態や規制の強さなどによって、将来にわたり、保全されるかどうかの担保性は異なっています。民有地の緑を保全する際には、この「保全の担保性」に着目する必要があります。例えば、生態的に希少価値の高い緑であっても開発のおそれが少ないものもあれば、屋敷林のように、規模は小さくとも歴史的価値が高く、地域で親しまれているものの、相続対策の一環として開発されやすい緑もあります。

本方針では、既存の緑を守るための「担保性」をその度合いに応じて、「水準1」から「水準3」まで設定しました。

また、担保を目指すか、確保水準までに至らないものとして「確保候補地」という考え方を導入しています。

水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

この設定に基づき、各自治体は原則として、丘陵地、崖線、屋敷林、農地などの系統ごとに、令和11年度までに確保が望ましい緑として、確保地<水準1>から<水準3>を抽出し、所在、水準、面積を示すとともに図面^{※32}に表示します。

また、「確保候補地」も抽出することとします。

② 確保水準<特定生産緑地>の新設

生産緑地地区は、許可による行為制限、固定資産税や相続税の優遇などにより、これまで市街化区域の農地の保全に大きく貢献してきました。しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることとなります。

生産緑地を農地として引き続き安定して保全するためには、買取り申出のできる期日を10年間延長し、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに税優遇

※32 確保地を図示した「既存の緑を守る方針図」は、東京都ホームページ及び都区市町村担当窓口で閲覧可

が継続される特定生産緑地に指定することが重要です。

また、特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年が経過する前に行う必要があります。

本方針では、生産緑地を継続して保全する農地として確保地に位置付け、特定生産緑地に指定することを、確保の水準として設定します。

ただし、特定生産緑地については、当該農地での営農の継続が必須であり、生産緑地の所有者等の意向を基に指定が行われること、既に発揮されている保全の効力を延長させる制度であることなど、「水準1」から「水準3」までの分類に馴染まないものであるため、これらとは別の確保水準として設定します。

③ 確保地の追加

確保候補地や生産緑地については、本方針の計画期間内において、取り巻く状況の変化等に合わせ、必要に応じて、確保地〈水準1〉から〈水準3〉としていく場合があります、その際には、所在、水準、面積等を明示し、確保地に追加します。

確保地の水準と確保候補地

確保地

令和11年度までに以下のいずれかの水準により確保するもの

水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して〈水準1〉から〈水準3〉のいずれかに上げていく考えのあるもの

※本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしています。保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

確保地の各水準に適用する制度例は、P83 【資料】「確保地の水準の基本的な考え方」を御覧ください。

(3)「確保地」「確保候補地」の抽出

①「確保地」「確保候補地」の総括表

■確保地

面積単位:ha

確保主体	水準1		水準2		水準3		水準1～3 計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
特別区	57	18.91	3	0.43	0	0	60	19.34
市町村	57	177.11	13	3.63	1	0.11	71	180.85
東京都	23	105.92	0	0	0	0	23	105.92
合計	137	301.94	16	4.06	1	0.11	154	306.11

確保主体	特定生産緑地	
	箇所数	面積
特別区	2,025	397.68
市町村	8,912	2,496.72
合計	10,937	2,894.40

■確保候補地

面積単位:ha

確保主体	確保候補地	
	箇所数	面積
特別区	456	127.47
市町村	162	74.81
東京都	38	636.51
合計	656	838.79

②「確保地」「確保候補地」の内訳表

■丘陵地

丘陵地のうち、〈水準1〉から〈水準3〉までを確保するものを抽出しています。

※丘陵地の名称については、平成元年策定「みどりのフィンガープラン」(東京都)の丘陵地の名称を基本としています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	八王子市	上川町	20.12	加住丘陵	1
2	八王子市	川口町及び上川町地内	96.77	加住丘陵	1
3	町田市	野津田町	0.82	多摩丘陵	1
4	町田市	三輪町	11.98	多摩丘陵	1
5	町田市	野津田町	1.89	多摩丘陵	1
6	町田市	成瀬	0.12	多摩丘陵	1
7	町田市	広袴町	1.64	多摩丘陵	1
8	町田市	忠生	0.88	多摩丘陵	1
9	町田市	野津田町	1.99	多摩丘陵	1
10	町田市	能ヶ谷	0.40	多摩丘陵	1
11	町田市	小山町	0.67	多摩丘陵	1
12	町田市	金森東	0.02	多摩丘陵	1
13	町田市	西成瀬	0.06	多摩丘陵	1
14	町田市	本町田	0.82	多摩丘陵	1
15	町田市	下小山田町	1.34	多摩丘陵	1
16	町田市	相原町	6.00	多摩丘陵	1
17	日野市	百草	0.02	多摩丘陵	2
18	日野市	百草	0.53	多摩丘陵	2
19	日野市	百草	0.09	多摩丘陵	1
20	日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
21	日野市	百草	1.20	多摩丘陵	2
22	日野市	百草	0.23	多摩丘陵	1
23	日野市	百草	0.86	多摩丘陵	2
24	日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
25	日野市	程久保三丁目	0.29	多摩丘陵	2
26	日野市	程久保五丁目	0.13	多摩丘陵	2
27	日野市	程久保五丁目	10.51	多摩丘陵	1
28	日野市	落川	0.08	多摩丘陵	2
29	東大和市	芋窪、蔵敷、奈良橋	2.98	狭山丘陵	1
30	多摩市	連光寺六丁目	0.36	多摩丘陵	1
31	多摩市	和田	0.38	多摩丘陵	1
32	東京都	八王子市暁町二丁目、大谷町	0.02	加住丘陵	1
33	東京都	八王子市高月町	13.66	加住丘陵	1
34	東京都	西多摩郡瑞穂町大字高根、箱根ヶ崎、石畑、殿ヶ谷、武蔵村山市岸二～五丁目、三ツ木四・五丁目、本町三・六丁目、武蔵村山市本町五・六丁目、三ツ木五丁目、瑞穂町大字石畑字夕日台、字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字高根字田ノ入、宇田尻	8.48	狭山丘陵	1
35	東京都	東村山市多摩湖町四丁目、諏訪町二・三丁目	0.72	狭山丘陵	1
36	東京都	東大和市湖畔三丁目、奈良橋2丁目、高木1丁目	2.53	狭山丘陵	1
37	東京都	武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目	8.30	狭山丘陵	1
38	東京都	武蔵村山市本町四・五丁目、中央四・五丁目、中藤二丁目	15.58	狭山丘陵	1
39	東京都	日野市程久保ほか	0.17	多摩丘陵	1
40	東京都	町田市下小山田町	8.92	多摩丘陵	1
41	東京都	町田市相原町字丑田、字大戸、字段木入、字細豊、字大北	25.53	多摩丘陵	1
42	東京都	多摩市連光寺三・五丁目	0.57	多摩丘陵	1
43	東京都	八王子市堀之内	1.90	多摩丘陵	1
44	東京都	稲城市坂浜	2.98	多摩丘陵	1
合計			252.66		

■ 崖線

崖線の系統のうち、〈水準1〉から〈水準3〉までを確保するものを抽出しています。

※ 崖線の名称は、地域で呼ばれる名称と異なる場合があります。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	世田谷区	成城四丁目	0.50	国分寺崖線	1
2	世田谷区	成城四丁目	0.03	国分寺崖線	1
3	世田谷区	成城四丁目	0.02	国分寺崖線	1
4	世田谷区	成城四丁目	0.08	国分寺崖線	1
5	世田谷区	成城三丁目	0.06	国分寺崖線	1
6	世田谷区	大蔵四丁目	0.09	国分寺崖線	1
7	世田谷区	岡本二丁目	0.21	国分寺崖線	1
8	世田谷区	岡本二丁目	0.05	国分寺崖線	1
9	世田谷区	岡本一丁目	0.03	国分寺崖線	1
10	世田谷区	中町一丁目	0.06	国分寺崖線	1
11	調布市	深大寺元町三丁目	0.08	国分寺崖線	1
12	調布市	仙川町三丁目	0.08	仙川崖線	1
13	日野市	日野本町三丁目	0.18		2
14	日野市	日野	0.42		1
15	日野市	神明四丁目	0.06		2
16	日野市	東豊田一丁目	0.11		2
17	日野市	川辺堀之内	0.05		2
18	福生市	大字福生	0.18	立川崖線	1
19	東久留米市	南沢三丁目	0.33		1
合計			2.62		

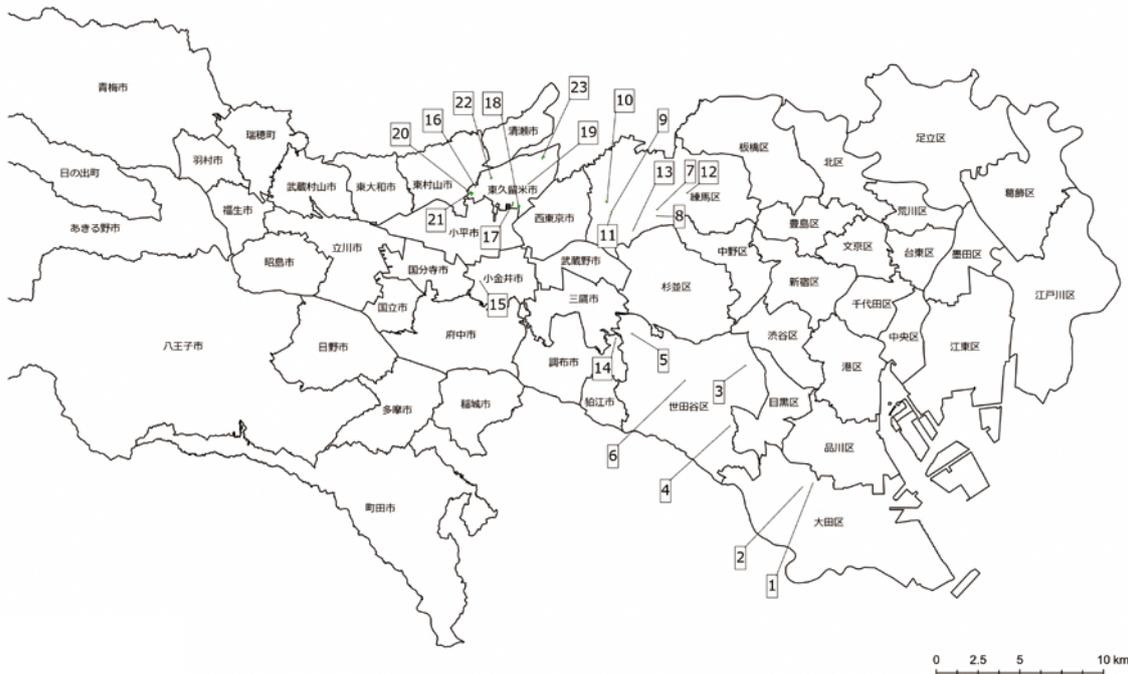


■平地林・社寺林・屋敷林

平地林・社寺林・屋敷林のうち、〈水準1〉から〈水準3〉までを確保するものを抽出しています。

※ 系統の一部の規模であっても、確保地としています。

番号	自治体名	所在地	面積 (ha)	摘要	水準
1	大田区	南馬込二丁目	0.07	屋敷林	1
2	大田区	南馬込五丁目	0.09	社寺林	1
3	世田谷区	代沢三丁目	0.24	平地林	1
4	世田谷区	深沢二丁目	0.21	屋敷林	1
5	世田谷区	北烏山九丁目	0.26	屋敷林	1
6	世田谷区	経堂五丁目	0.24	屋敷林	1
7	練馬区	南田中五丁目	0.18	平地林	1
8	練馬区	南田中四丁目	0.13	屋敷林	1
9	練馬区	石神井台八丁目	0.38	屋敷林	1
10	練馬区	東大泉七丁目	0.61	屋敷林	1
11	練馬区	石神井台八丁目	0.24	屋敷林	1
12	練馬区	高松二丁目	0.32	屋敷林	1
13	練馬区	上石神井二丁目	0.16	屋敷林	1
14	調布市	緑ヶ丘二丁目	0.07	平地林	1
15	小金井市	貫井南町三丁目	0.07	平地林	1
16	東久留米市	柳窪五丁目	0.19	平地林	1
17	東久留米市	前沢三丁目	0.46	平地林	1
18	東久留米市	南町三丁目	0.82	平地林	1
19	東久留米市	南沢三丁目	0.10	屋敷林	1
20	東久留米市	柳窪四丁目	1.82	屋敷林	1
21	東久留米市	柳窪四丁目	0.42	屋敷林	1
22	東久留米市	下里二丁目	0.30	屋敷林	1
23	東久留米市	金山町一丁目	0.56	屋敷林	1
合計			7.94		



■農地

農地の系統のうち、公共的利用が計画され、〈水準1〉から〈水準3〉までを確保するものを抽出しています。

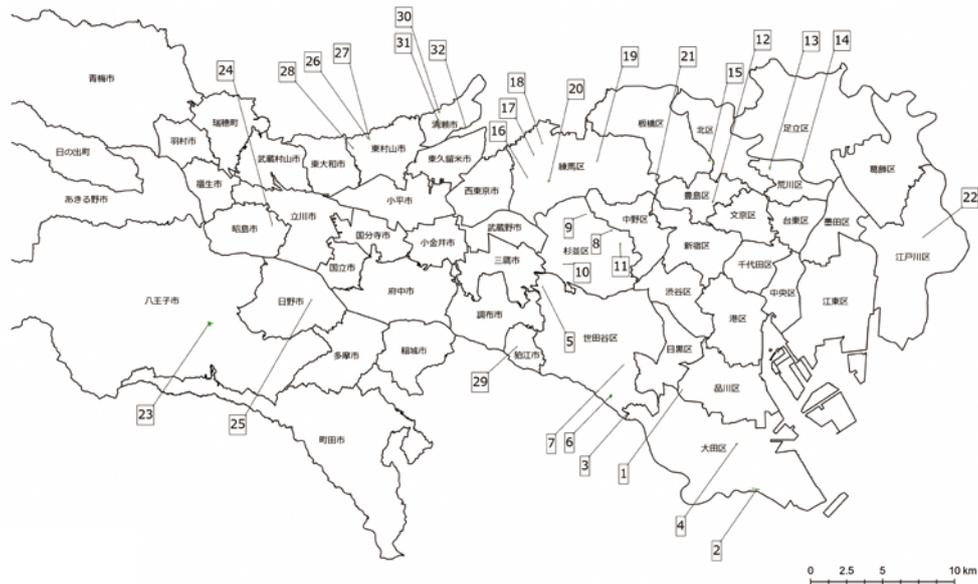
番号	自治体名	所在地	面積 (ha)	摘要	水準
1	世田谷区	喜多見四丁目	0.12		1
2	世田谷区	喜多見五丁目	0.21		1
3	世田谷区	瀬田五丁目	0.25		1
4	世田谷区	南烏山二丁目	0.22		1
5	練馬区	大泉町二丁目	0.24		2
6	練馬区	大泉学園町八丁目	0.09		2
7	練馬区	土支田二丁目	0.27		1
8	練馬区	谷原一丁目	0.34		1
9	練馬区	谷原六丁目	0.33		1
10	練馬区	南大泉四丁目	0.31		1
11	練馬区	上石神井二丁目	0.50		1
12	練馬区	北町六丁目	0.21		1
13	足立区	平野三丁目	0.14		1
14	足立区	東六月町	0.15		1
15	武蔵野市	吉祥寺東町三丁目	0.07		1
16	調布市	深大寺南町二丁目	0.41		1
17	調布市	深大寺南町一丁目	0.23		1
18	小平市	小川町二丁目	1.63		1
19	東村山市	野口町三丁目	0.25		1
20	東村山市	野口町四丁目	0.35		1
21	国分寺市	内藤一丁目	0.08		1
22	国立市	泉五丁目	0.08		1
23	狛江市	駒井町二丁目	0.44		1
24	清瀬市	中里二丁目	0.25		1
25	多摩市	連光寺六丁目	0.36		1
26	東京都	世田谷区成城九丁目	0.13		1
27	東京都	杉並区堀之内二丁目	0.25		1
28	東京都	練馬区石神井町五丁目	1.08		1
29	東京都	江戸川区上篠崎四丁目	0.20		1
30	東京都	調布市深大寺北町二丁目、深大寺元町五丁目、深大寺南町四丁目	2.78		1
31	東京都	武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向台町六丁目	4.18		1
32	東京都	東久留米市中央町三丁目	4.11		1
33	東京都	西東京市柳沢一丁目	0.12		1
34	東京都	稲城市坂浜	2.08		1
35	東京都	多摩市連光寺六丁目	1.63		1
合計			24.09		



■ 系統に含まれない確保地

系統の考え方に含まれない緑地のうち、〈水準1〉から〈水準3〉までを確保するものを抽出しています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	品川区	旗の台六丁目	0.06		1
2	大田区	羽田空港一丁目・二丁目	1.00		1
3	大田区	田園調布五丁目	0.11		1
4	大田区	大森東一丁目	1.00		1
5	世田谷区	北烏山九丁目	0.06		1
6	世田谷区	野毛一丁目	2.76		1
7	世田谷区	深沢六丁目	0.08		1
8	杉並区	高円寺北四丁目	0.64		1
9	杉並区	下井草三丁目	0.11		1
10	杉並区	久我山五丁目	0.15		1
11	杉並区	高円寺南二丁目	0.37		1
12	豊島区	東池袋四丁目	0.77		1
13	荒川区	東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目及び西尾久三丁目地内	1.30		1
14	荒川区	町屋七丁目地内	1.20		1
15	板橋区	加賀一丁目	0.73		1
16	練馬区	東大泉七丁目	0.15		1
17	練馬区	大泉学園町二丁目	0.14		1
18	練馬区	大泉学園町四丁目	0.10		1
19	練馬区	春日町六丁目	0.10		2
20	練馬区	石神井台一丁目	0.64		1
21	練馬区	小竹町一丁目	0.14		1
22	江戸川区	大杉三丁目	0.06		1
23	八王子市	子安町三丁目及び緑町地内	5.20		1
24	昭島市	もくせいの杜二丁目	0.11		3
25	日野市	新井	0.05		1
26	東村山市	野口町三丁目	0.22		1
27	東村山市	野口町四丁目	0.20		1
28	東村山市	多摩湖町二丁目	0.17		1
29	狛江市	中和泉三丁目	0.10		1
30	清瀬市	中里二丁目	0.38		1
31	清瀬市	中里一丁目	0.42		1
32	清瀬市	中清戸三丁目	0.25		1
合計			18.77		



■生産緑地

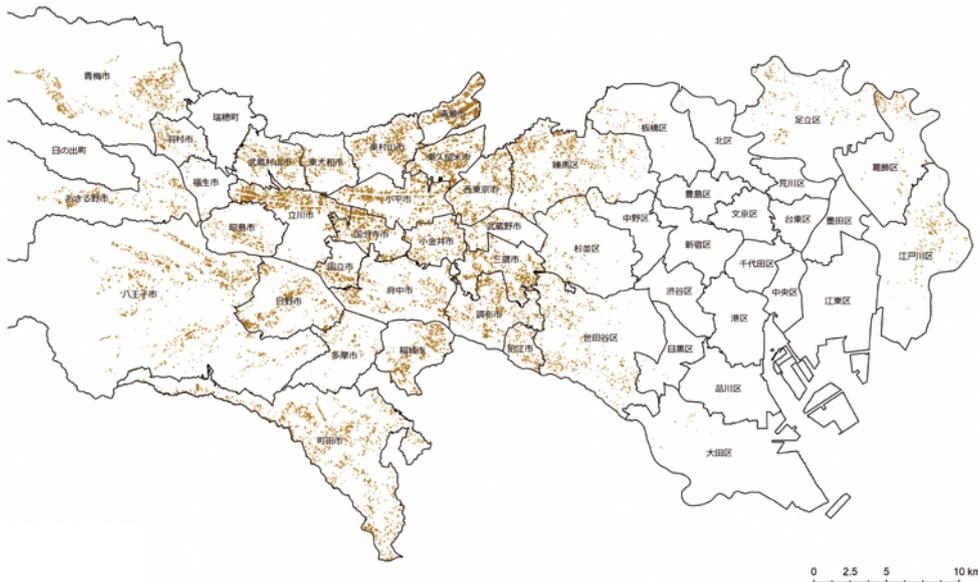
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定により確保を目指すものを抽出しています。

- ※ 特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村が指定するものです。
- ※ 下表の箇所数・面積は、平成30年度末時点の生産緑地(平成4年以降に告示したもの)です。
- ※ 計画期間内に生産緑地の告示から30年を経過しない地区や、確保地<水準1>から<水準3>として抽出したものが含まれています。

自治体名	箇所数	面積(ha)
目黒区	13	1.97
大田区	13	1.94
世田谷区	491	81.80
中野区	11	1.87
杉並区	122	28.98
北区	3	0.30
板橋区	66	9.60
練馬区	646	177.99
足立区	203	31.32
葛飾区	193	26.22
江戸川区	264	35.67
区部計	2,025	397.68

自治体名	箇所数	面積(ha)
八王子市	1,047	230.65
立川市	377	199.92
武蔵野市	84	22.51
三鷹市	292	130.51
青梅市	687	117.82
府中市	455	97.61
昭島市	215	46.75
調布市	414	115.08
町田市	1,011	205.93
小金井市	207	60.48
小平市	349	158.63
日野市	436	111.27
東村山市	325	117.31
国分寺市	249	111.68
国立市	131	36.08
福生市	52	6.58
狛江市	131	27.10
東大和市	184	32.81
清瀬市	259	169.37
東久留米市	267	74.76
武蔵村山市	325	89.75
多摩市	140	28.05
稲城市	456	104.85
羽村市	169	31.70
あきる野市	379	75.24
西東京市	271	94.30
市部計	8,912	2,496.72

	箇所数	面積(ha)
合計	10,937	2,894.40



※ 特定生産緑地制度については、P85【資料】「特定生産緑地制度の概要」を御覧ください。

■ 確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して〈水準1〉から〈水準3〉までに上げていく考えのあるもので、性質上、自治体名、箇所数、面積のみを示します。

※ 本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしています。保全に幅広く取り組む趣旨から、〈水準1〉から〈水準3〉に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示すものです。

自治体名	箇所数	面積(ha)
港区	13	3.91
新宿区	3	0.21
品川区	24	8.54
目黒区	26	8.40
大田区	4	5.66
世田谷区	40	13.77
杉並区	252	64.32
板橋区	10	1.96
練馬区	76	18.84
足立区	8	1.86
立川市	5	0.83
武蔵野市	16	4.12
三鷹市	11	8.60
府中市	16	2.57
昭島市	2	0.45
小金井市	2	0.52
小平市	14	3.00
東村山市	9	0.27
国分寺市	21	3.28
国立市	6	32.76
狛江市	2	0.04
清瀬市	11	5.34
武蔵村山市	2	1.06
多摩市	3	9.41
羽村市	41	2.42
西東京市	1	0.14
東京都	38	636.51
合計	656	838.79

3 緑のまちづくりへの取組

(1) 緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方

都市の緑を豊かにしていくためには、都市公園等の整備により緑を増やすこと、民間の開発に際して緑化を義務付け、誘導していくこと、残された貴重な緑への対策を強化することなど、様々な手法により総合的に取り組むことが重要です。

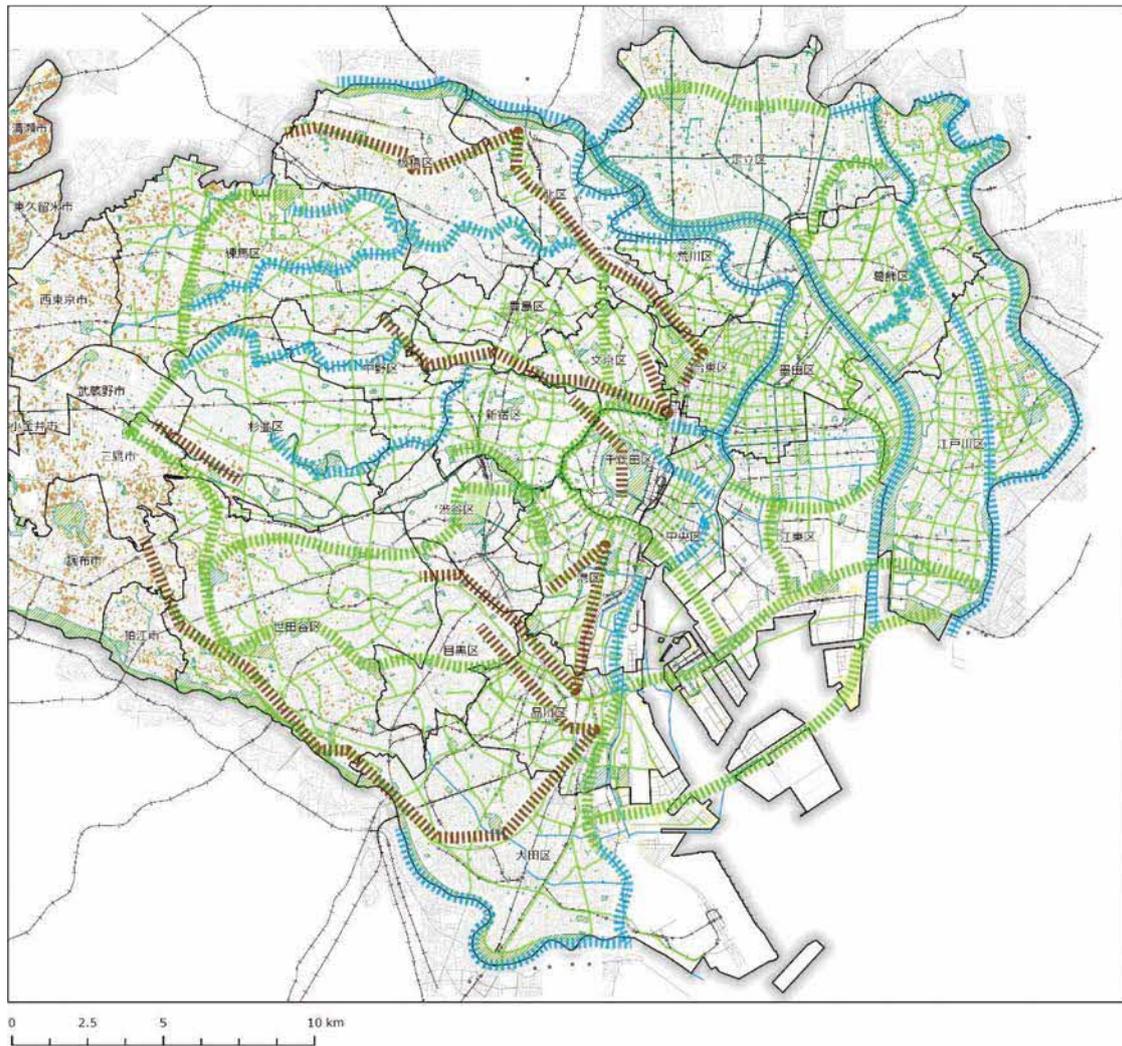
また、このように生み出される緑や守られる緑は、相互に密接な連携をしてこそ、地域に大きな効果をもたらすものであり、そもそも緑の少ない区域では、緑の施策を新たに検討していかなければなりません。

① まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化

丘陵地や崖線、屋敷林などのように、自然地形や長い歴史の中で育まれてきた緑以外にも、都心部では、都市開発諸制度等の活用などにより、緑やオープンスペースを創出する取組が充実してきています。こうした民間開発による緑化空間は、公園緑地や街路樹、水辺の緑などとの連携により、まとまりや連続性が生まれ、緑のネットワークを形成していきます。

この方針では、こうして形成される緑のネットワークを緑の骨格として捉え、今後、新たなまちづくり事業等が行われる際は、こうした緑のつながりをより一層充実させるよう、緑の配置や機能の効果的な誘導を進めていきます。

区部の緑のネットワークイメージ



凡例	
ネットワークタイプ	緑等の現況
緑	森林・樹林
河川	農地
崖線	公園・運動場等
各区「緑の基本計画」による軸	その他緑被地
緑と水の軸	生産緑地地区
水の軸	公園・緑地（都市計画決定区域）
緑の軸	

※崖線や河川などの地形に沿った緑と、緑の拠点となる公園や緑地を結んで形成される緑のネットワークのイメージです。

② 緑の量的な底上げと質の向上

都市開発諸制度等が適用されない地域や、建ぺい率の高い地域、木造住宅密集地域では、緑化等が進みにくい状況となっています。

緑が都市の基盤となり、緑あふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するために、緑化地域制度の導入や緑化率を定める地区計画などの活用を推進するなど、広く建物の建替えの機会を捉えた緑化を推進していきます。

また、都市緑地法の改正により民間による市民緑地の整備を促す制度が創設されたことや、生物多様性に配慮したまちづくりが求められていることなどから、それらを踏まえたより質の高い緑の創出を目指していきます。

(2) まちづくり事業による緑の創出

近年、都心を中心に都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為が行われ、公開空地等の緑の空間が年々増加しています。都では、「公開空地等のみどりづくり指針」を平成19年に策定し、これに基づき、大規模建築等を行う事業者は、公開空地等の価値の向上に資するため、都と協議し「みどりの計画書」を作成しています。「みどりの計画書」を都市計画決定や許可などの手続に先立って作成することで、事業者による質の高い緑空間の形成を誘導するとともに、周辺地域との緑の連続性や景観形成などに配慮した質の高い緑の創出に寄与しています。

平成19年から「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業において、194件の対象事業により、合計約47haの新たな緑が創出されました(令和元年11月時点)。

今後、本方針の計画期間である令和2年度から令和11年度まででは、現時点で計画されている156件の対象事業により、約35haの緑の創出が予定されており、これは更に増えていくと見込まれます。

(3) まとまった緑が創出されるまちづくり事業

本方針の計画期間に、まちづくり事業の中で新たに3,000㎡以上の緑を創出する見込みのものを抽出しています(令和元年11月現在、「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業で、令和11年度までに事業が完了する予定のもの(事業中で部分的にしゅん工しているものを含む。)を示しています。緑化面積は屋上緑化、壁面緑化などの建築物上緑化面積を含んでいます。)

◆まとまった緑が創出されるまちづくり事業

事業手法	所在地		新たに創出される緑化面積
都市再生特別地区	中央区	日本橋二丁目	約4,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	勝どき二丁目	約7,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約38,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約3,500㎡
都市再生特別地区	中央区	八重洲二丁目	約3,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	月島三丁目	約3,000㎡
都市再生特別地区	港区	海岸一丁目	約4,700㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門二丁目	約7,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	虎ノ門一丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門一丁目、二丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	麻布台一丁目	約15,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	芝浦三丁目、一丁目	約8,200㎡
都市再生特別地区	港区	浜松町二丁目	約8,700㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	港南一・二丁目、芝浦四丁目、高輪二・三丁目	約18,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	白金一丁目	約3,100㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	三田一丁目	約3,600㎡

事業手法	所在地		新たに創出される 緑化面積
再開発等促進区を定める地区計画	港区	三田三丁目	約4,400㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	西新橋一丁目	約3,200㎡
都市再生特別地区	港区	赤坂一丁目、二丁目	約5,400㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	市ヶ谷加賀町一丁目	約21,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	新宿区	西新宿五丁目	約4,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	西新宿三丁目	約5,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明一丁目	約6,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明二丁目	約5,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	青海二丁目	約5,000㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲五丁目	約6,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約5,300㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約3,000㎡
総合設計	江東区	亀戸六丁目	約5,800㎡
再開発等促進区を定める地区計画	品川区	東五反田二丁目	約4,100㎡
都市再生特別地区	渋谷区	道玄坂一丁目	約5,300㎡
都市再生特別地区	渋谷区	桜丘町	約5,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	豊島区	南池袋二丁目	約3,200㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	葛飾区	東金町一丁目	約5,000㎡

4 緑の確保を更に推進する取組

(1) 緑の確保を推進する先導的な取組

本方針で位置付けた確保地や確保候補地の確保の推進に加え、これまでの制度を更に活用していくことや、「戦略ビジョン」で立ち上げた「緑溢れる東京プロジェクト」の推進過程での調査・検討等を踏まえ新たな施策を導入するなど、先導的に取り組むべきプロジェクトを提案し、「戦略ビジョン」に示した、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、緑施策の可能性を追求していきます。

プロジェクトは、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して、推進していきます。

また、プロジェクトで計画された都市計画公園・緑地は確保地として位置付けます。

都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出

ねらい

骨格となる緑の厚みとつながりを強化するため、まとまりのある緑地や農地を保全する。

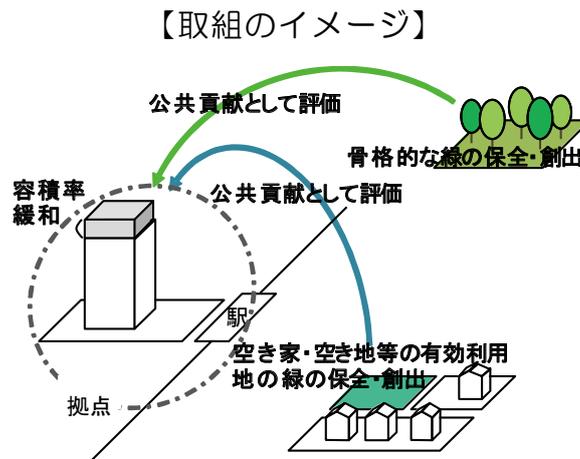
空き家・空き地を活用しながら、小規模な公園・緑地などを創出する。

具体的取組

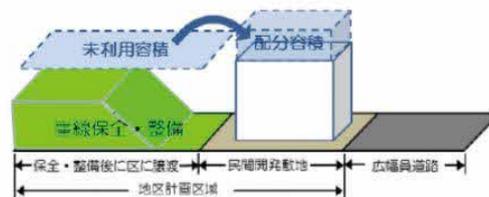
- ・骨格的な緑等、開発区域外における緑の保全・創出を、都市開発諸制度や都市再生特別地区の公共貢献として評価し、開発事業者による広域的な緑の保全・創出の取組を誘導する。
- ・都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、崖線の緑の保全・再生や、都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。

取組の主体

民間開発事業者



(都市開発諸制度等の活用による取組のイメージ)



(容積適正配分型地区計画の活用による取組のイメージ)

崖線の緑の保全

ねらい

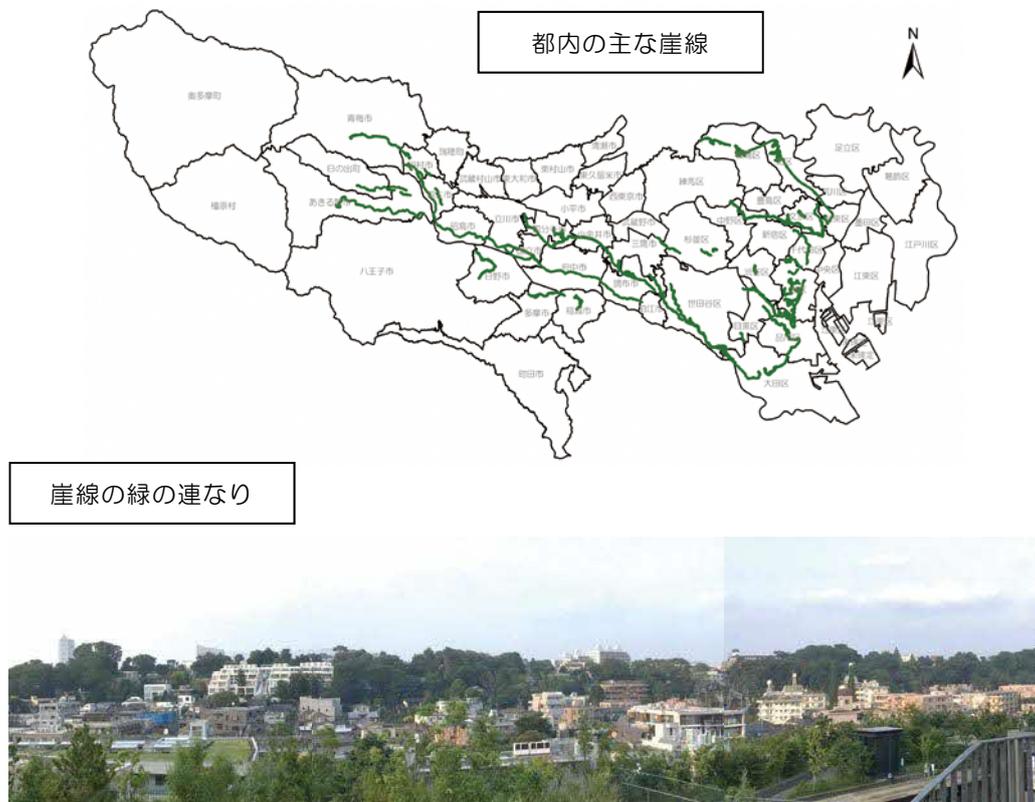
崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、緑の骨格として重要な役割を担っていることから、行政界を超えて一体的に保全・再生を推進

具体的取組

- ・平成24年3月に「崖線の緑を保全するためのガイドライン」を策定。これに基づき関係自治体から構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」の取組を継続
- ・多摩川由来の崖線での先導的な取組を、国分寺崖線、南北崖線等に拡大
- ・地形や植生などの自然的条件、景観重要性や土砂災害危険性などの社会的条件を踏まえ、崖線の緑の保全の在り方について検討
- ・区部中心部では大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、南北崖線の緑を保全・再生

取組の主体

関係する区市町村、東京都、民間開発事業者



森林環境譲与税の活用

ねらい

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全、林産物供給などの多面的・公益的機能を持ち、これらを十分に発揮するためには適切な手入れが必要。区市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税および森林環境譲与税が創設

具体的取組

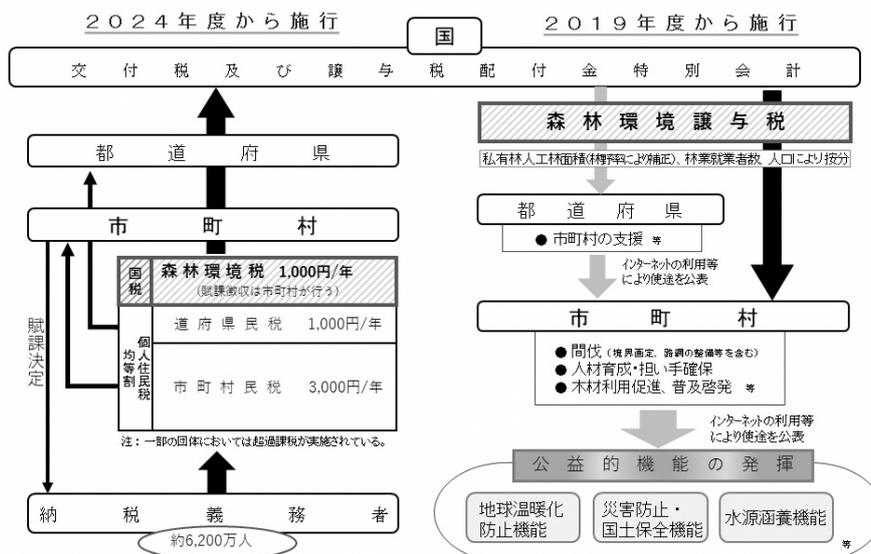
- ・森林環境譲与税を財源とし、区市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する取組を実施
- ・地域の実情に応じて、管理放棄された里山林の整備や竹林の伐採・除去活動等、健全な森林の育成に関する取組を検討
- ・森林のない都市部では、木材利用の促進や森林環境教育、森林を有する地域との連携による植林・育林体験活動等も実施
- ・都道府県は森林整備を実施する区市町村の支援等を実施
- ・区市町村等はインターネットの利用等により森林環境譲与税の使途を公表

取組の主体

区市町村及び東京都

【制度概要】

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



林野庁HP: http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html

<根拠法> 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月公布）

生産緑地の保全・活用の推進

ねらい

生産緑地制度、特定生産緑地制度等を活用し、都市計画への位置付けを維持するとともに、生産緑地の活用を一層推進することにより、都市農地の保全を図る。

具体的取組

○特定生産緑地の指定

特定生産緑地制度を積極的に活用し、申出基準日以降も引き続き生産緑地の保全を図る。

○生産緑地の追加指定

地区指定の面積要件の引下げや、一団の農地の運用の緩和を活用し、生産緑地地区の追加指定の推進を図る。

○生産緑地の貸借の促進

生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化制度を活用し、生産緑地の積極的な活用を図る。

○生産緑地の保全・活用に関する検討会

生産緑地の買取りの仕組み、生産緑地を農地・農的空間として保全・活用するための手法について、都および関係区市と学識経験者を交えて検討を進める。

取組の主体

生産緑地を有する37区市、東京都



田園住居地域の指定促進

ねらい

農地における直売所や農家レストラン等の立地の誘導等により、都市農地を保全・活用し、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在する地域や住宅と農地が共存し将来にわたって良好な居住環境と営農環境を維持していく地域を形成

具体的取組

- ・ 都は「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を改定し、田園住居地域の指定方針等を策定
- ・ 指定区域の規模等について、地域の状況に応じて柔軟に指定できることを明記
- ・ 田園住居地域の指定促進に向け、区市町村への説明会やヒアリングを実施

取組の主体

区市町村と連携し、市町村においては市町村が、区においては都が田園住居地域を指定

【制度概要】

田園住居地域

○住宅系用途地域の一類型として田園住居地域の創設
(平成30年4月1日施行)

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成している地域を都市計画に位置付け、開発・建築規制を通じてその実現を図る。

開発規制<強化>

- ・ 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積は市町村長の許可制
- ・ 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

用途規制<緩和>

低層住居専用地域に建築可能なものに加え、以下の農業施設を許容

- ・ 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500㎡以内）
- ・ 農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- ・ 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの、農機具収納施設等

形態規制 <低層住居専用地域と同様>

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

新しい「緑農住」まちづくりの検討

ねらい

農地、屋敷林、樹林地などの緑地・農地と市街地が一体となった良質な住環境を再整備する「緑農住」まちづくりを提案

具体的取組

- ・ 大学研究者による事業提案制度（東京大学）
- ・ 事業期間：令和元年度から令和3年度まで

○ガイドライン策定

都内で減少が続く民有の農地、屋敷林、樹林地が多く存在する近郊から多摩エリアまでの住宅市街地（5地区程度）をケーススタディとして分析。

分析結果等を踏まえ、その他地区への応用のための方法論をガイドラインとして策定し、広く「緑農住」まちづくりを展開するための基礎を構築することを想定

○モデル事業実施等

ガイドラインを踏まえ、モデル事業地において関係区市と調整しながら「緑農住」まちづくり計画案を作成し、シミュレーションを実施。

モデル事業を通じてガイドラインを検証することで、「緑農住」まちづくりガイドラインを確立

取組の主体

東京都、東京大学、一部区市

科学的な調査や住民・農家の意向調査にもとづき、防災や暑熱対策、高齢者を含む住民の健康維持、安心な農作物の供給等の社会課題の解決を図るために、屋敷林、里山等の緑と農地、住宅が一体となった「緑農住」まちづくりを進めます。



提案概要（東京都財務局HP：https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/teian/31daigaku_kekka.html）

農の風景育成地区の指定推進

ねらい

比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、将来にわたり農のある風景を保全・育成していく。

具体的取組

- ・ 地区内の農地や屋敷林のほか、農の風景を象徴する景観資源などについて、都市計画手法等を活用して保全
- ・ 農業体験イベントや屋敷林の見学会などによる農業者と地域住民の交流促進、体験農園、農業公園の整備・運営を通じた普及啓発、農業振興策との連携等により、農地等の保全、活用を推進
- ・ 地区内では点在する農地等であっても都市計画公園・緑地として計画決定することができ、この区域内は確保地と同様に優先整備区域として位置付けできる。
- ・ 農地の持つ、公園・緑地的機能や景観資源としての価値を、更に生かして保全していく仕組みなどについて検討

取組の主体

地区の選定・運営は区市町、指定は都が行う

<指定要件等>

- ・ 既定計画との整合（緑の基本計画、農業振興計画等）
- ・ 規模要件なし（一体的な農の風景が存在）
- ・ 農地の割合 おおむね10%以上

<指定方法等>

- ・ 都が定めた「農の風景育成地区」の要綱に基づき、区市町が地域を選定し、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定する。
- ・ 地区指定に向けて区市町が行う調査等に対し、都が補助（補助率50%以内）

【事例】高松一・二・三丁目 農の風景育成地区（練馬区）



都市農地保全支援プロジェクト

ねらい

農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備や、農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町が行う農地保全の取組に対してハード・ソフトの両面から補助金を交付し、支援する。

具体的取組

＜支援内容＞

整備支援（ハード）：農地の防災機能強化、地域や環境に配慮した基盤整備、レクリエーションや福祉・教育等の機能発揮のための農地活用など

推進支援（ソフト）：調査設計、農地保全の理解促進を図る情報発信、農福連携コーディネーターなど

＜補助率＞

整備支援（ハード）：75%以内

推進支援（ソフト）：50%以内

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



防災兼用農業用井戸の整備



防災協力農地掲示板の設置



防葉シャッターの整備



簡易直売所の整備



土留め、フェンスの設置



農業公園の整備

農地の創出・再生支援事業

ねらい

市街化区域を対象に、農家所有の宅地等を農地として整備する取組を支援する。具体的には、宅地や雑種地等を活用して営農規模拡大を図るための農地化整備をする場合に、必要な経費に対し補助金を交付する。

具体的取組

<支援内容>

建築物等解体処分（上物を除く、基礎や舗装版の撤去等）、除れき、深耕、客土等（土壌改良を含む）、その他農地利用に必要な整備を実施

<補助率>

50%以内

<補助上限>

5,000千円／10a

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



農地の利活用促進事業（新規就農等支援及び農地あっせんの促進）

ねらい

新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者など担い手への農地の利活用を促進し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。

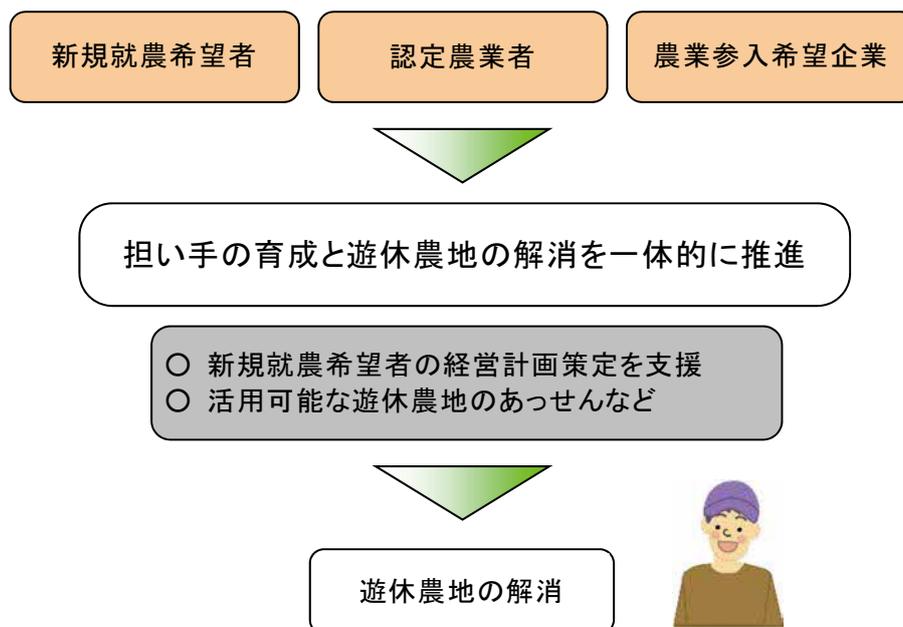
具体的取組

- ・ 新規就農希望者と農地を結ぶコーディネーター機能の強化
- ・ 認定農業者や異業種からの農業参入希望者への農地の利活用推進

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



市民緑地認定制度の活用

ねらい

良好な都市環境の形成に必要な緑地やオープンスペースが不足する地域において、公共主導の公園緑地の整備のみでは、みどりの確保が困難な状況を踏まえ、NPO法人や企業等の民間主体が、増加する空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する。

また、公開空地等においても本制度を活用し、より質の高い空間の創出や、質の高い管理運営を実施する。

このような認定市民緑地を増やすことで緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する。

具体的取組

- ・ 制度の普及、促進
- ・ 区市町の緑の基本計画において、緑化重点地区の指定を促進
- ・ 認定市民緑地の設置を促進するため、都が施設整備費を補助（平成30年度～）

取組の主体

区市町村

【制度概要】

市民緑地認定制度

- 緑化地域や緑化重点地区内を対象として、民間主体が設置管理計画を作成、区市町村長の認定を受け、地域住民の利用に供するとして緑地等を一定期間設置・管理・活用する制度
- 条件等：面積300㎡以上、緑化率20%以上、設置管理期間5年以上 等
- みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減（時限措置）

【事例】 一号館広場（千代田区丸の内二丁目、面積約3,200㎡）



<設置管理者>
三菱地所㈱（みどり法人）

<特色>
エリアマネジメント団体等と連携し、区域外も含めた酷暑対策の調査研究・イベント等を実施予定

緑化率を定める地区計画などによる緑化の推進

ねらい

地区計画において、厚みとつながりのあるみどりの充実やみどりの量的底上げ、質の向上を図るための地区施設の配置や緑化率の設定により、緑化を推進する。

具体的取組

- ・「用途地域等に関する指定方針・指定基準」に基づき、用途地域等の変更を行う地区や土地区画整理事業を施行すべき区域などで、地区計画等の誘導を図る場合には、地区の特性に応じて、「環境形成型地区計画」の活用や緑化率を定める地区計画などによる緑化を推進する。

取組の主体

区市町村

【制度概要】

○緑化率を定める地区計画

地区整備計画に建築物の緑化率（緑化施設の面積の敷地面積に対する割合）の最低限度を定める。条例により緑化地域と同様に建築確認の要件（建築基準関係規定）とできる。

<根拠法>

地区計画（都市計画法第12条の5）

地区計画等緑化率条例（都市緑地法第39条）

○環境形成型地区計画

壁面後退部の環境緑地の指定等により敷地内の緑化を促進することによる、みどり豊かな住宅地の環境形成と保全を目的とした地区計画で、策定と併せて適切な容積率等の指定を可能とする。

<基準等>

「住居専用地域」における容積率等の変更を伴う環境形成型地区計画策定のガイドライン

緑化地域制度の推進

ねらい

市街化の進展により緑の減少が続く東京において、あらゆる場所に新たな緑を創出し快適な都市空間の形成を図るため、都市緑地法に基づく緑化地域制度の普及を拡大する。

具体的取組

- ・まちづくりの上位計画である「都市計画区域マスタープラン」に、制度の指定推進を明記
- ・緑化地域の活用方針及び指定基準に原則として市街化区域全域を対象に緑化地域を指定することが望ましい旨明記
- ・緑の基本計画等に緑化地域の指定に関する考え方、要件等について具体的に記載

取組の主体

区市町村

【制度概要】

<指定要件等>

用途地域の定められた区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。指定されると建築確認の要件（建築基準関係規定）として緑化が義務付けられる。

<都市計画に定める事項>

①位置、②区域、③面積、④建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度（敷地面積の25%以下）

<根拠法>

都市緑地法（第34条ほか）

江戸のみどり推進プロジェクト

ねらい

生態系に配慮した緑化の普及拡大に向け、事業者の意欲を引き出す取組を実施することで、官民連携で「質の高い」都市緑化を推進する。

具体的取組

- ・ 在来種植栽に積極的に取り組む事業者を都が登録・公表し、優れた取組をPRする、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」を開始（平成29年5月～）
- <実績>

登録件数 9件（令和元年12月現在）

- ・ 設計者、緑地管理者、開発事業者、行政関係者等を対象に、人にも生きものにも優しい緑化を実践するための設計・管理のポイントを紹介する「生態系に配慮した緑化のための講習会」を実施（平成29年度～）

取組の主体

東京都（民間事業者等と連携）

【登録制度の概要】

対象：1,000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内緑地

要件：1) 緑地の面積について、樹木が植栽されている区域の面積が100㎡以上であるもの

2) 樹木における在来種の割合等が、次のいずれの要件も満たすこと

- ・ 在来種の面積割合：高木40%以上、中木及び低木10%以上
- ・ 在来種の種数：高木4種以上、中木及び低木3種以上

※登録緑地の中でも、生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地については「優良緑地」として区別して登録

登録された緑地については、東京都から登録証及びシンボルマークを交付



(2) 既に進めている緑確保への取組

本方針では、確保を強化するために、重点的に取り組むべきプロジェクトを示していますが、既に進めている取組や各自治体が緑を確保するために主体的に進めている施策もあります。これらにより、方針の施策と合わせて、相乗的な効果を発揮し、緑の確保をより確実なものとしていきます。

以下に、自治体等から提供された情報を掲載します。

自治体名	東京都都市整備局
取組名称	みどりの計画書制度の活用
<p>事業者による良質なみどり空間の形成を誘導し、周辺地域とのみどりの連続性や景観形成などに配慮した質の高いみどりの創出を図っています。</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発諸制度等を活用する際は、「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、「みどりの計画書」の作成を通じて、開発の構想段階で、公開空地等が質の高い計画となるよう事業者と協議、調整を実施 ・以下の視点に配慮するよう協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成 (2) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出 (3) 見通し等が確保された安全な空間の創出 (4) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出 (5) 生物多様性の保全 (6) その他公開空地等の価値の向上に資するもの 	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

自治体名	東京都環境局
取組名称	東京における自然の保護と回復に関する条例(以下「都条例」という。) 「保全地域」の指定と活動
<p>都条例では、丘陵地の樹林、武蔵野の雑木林、崖線に残る緑地や湧水、史跡と一体となった緑地、丘陵地の里山、山地の森林などの貴重な自然地の保護と回復を図るため、「保全地域」の指定を行っています。</p> <p>保全地域には5種類あり、平成30年5月24日時点で、自然環境保全地域1地域、歴史環境保全地域6地域、緑地保全地域38地域、森林環境保全地域1地域、里山保全地域4地域の計50地域、約758ヘクタールを指定し、保全を進めています。</p> <p>今後、2050年度までに丘陵地等の良好な自然地を保全地域として新たに指定・公有化していきます(100ha程度)。</p> <p>また、保全地域では、自然環境を損なわない範囲で、以下のような活動も行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 都民やボランティア団体による自然体験活動、緑地保全活動等 ロ 企業及びNPOと連携した「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携した「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などの緑地保全活動等 ハ 保全地域体験プログラムの実施 <p>今後、保全地域に係る総合的なプランを策定し、保全地域の価値や魅力の向上を図っていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>里山保全地域</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>緑地保全地域</p> </div> </div>	

自治体名	東京都住宅政策本部
取組名称	大規模団地の緑の再生
<p>都営住宅の建替え事業においては、計画段階からの様々な検討により、建替え後の緑化率の一層の向上や、周辺の緑との調和、ネットワークや景観形成に配慮し、緑の再生を促進しています。</p> <p>事例：公園整備 (平成29～30年度) 江北四丁目団地(足立区)の建替え事業に合わせ、江北平成公園(拡張部約7,400㎡)を整備</p>	
	

自治体名	東京都建設局
取組名称	旧河川敷の土地等を活用した緑地の創出
<p>町田市内を流れる一級河川鶴見川や武蔵村山市から清瀬市に流れる一級河川空堀川では、治水対策のために蛇行している線形を見直しながら河道整備を実施しており、整備により旧川となる箇所については、緩傾斜護岸や緑道として整備しています。</p> <p>鶴見川上流では、旧河川敷となる箇所について、良好な河川環境と親水拠点の整備のため、河川敷を利用した緩傾斜護岸を整備し、緩傾斜護岸の前面に野芝を張り、緩傾斜護岸上部の管理用通路沿いには、河津桜を植樹しました。空堀川の東大和市内では、旧川となる箇所について、管きょを敷設して埋戻し、その上部に植栽や樹木を植えて緑道として整備しています。</p>	

自治体名	東京都港湾局
取組名称	臨海副都心まちづくりガイドライン(平成21年3月改定)
<p>臨海副都心まちづくりガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)は、臨海副都心での優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図ることを目的とし、臨海副都心全体の開発誘導の基本事項を示しており、開発計画等において進出事業者の方々にガイドラインの遵守をお願いしています。</p> <p>本ガイドラインの中では植栽について、臨海副都心全体の一体的な水と緑のネットワークの形成と豊かな都市景観の形成を目指して、東京における自然の保護と回復に関する条例に定める緑化計画書制度等に基づいた緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努めることとされています。具体的には、新築時は緑化面積を対象とする敷地面積の40%以上とすることが定められており、緑豊かな都市景観、都市環境の確保に寄与しています。</p>	

自治体名	東京都内の全62市区町村
取組名称	みどり東京・温暖化防止プロジェクト
<p>今日の大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。この事業は、平成19年度から特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、(公財)特別区協議会、(公財)東京市町村自治調査会の企画運営にて実施しています。</p> <p>事 例:国立市(平成25年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くにたち花と緑のまちづくり事業 <p>国立市では毎年2回、市のシンボルである大学通りの緑地帯や市内公園で、大規模な花植えを実施しています。特に大学通りの花植えでは、市民ボランティアが中心となり、学校や商店会も巻き込みつつ計画から実作業にいたるまで「みんなで一緒に」というコンセプトで持続可能な花と緑のまちづくりを目指し進めています。</p> <p>事 例:東久留米市(令和元年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境シンポジウム&ワークショップ 武蔵野の水源の森を未来につなごう <p>森林環境譲与税を財源として、向山緑地公園のみどりの若返り事業を実施します。未来を担う子ども達にみどりの若返りの大切さを教え、実践を分かち合うことを目的としています。キックオフイベントとして8月25日に記念講演とワークショップを行いました。</p>	

自治体名	八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・相模原市・川崎市・横浜 浜市・鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市
取組名称	多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

設立：平成18年

多摩・三浦丘陵の保全と活用を推進し、魅力のある地域環境の形成を目指すため、各自治体がそれぞれに緑の施策に係る取組を行うだけでなく、より広域的かつ効果的に施策展開を図る観点から、緑と水景の保全・再生・創出に連携し取り組んでいます。

定期的に今後の活動に関する会議、ウォーキングラリー・里地里山プログラムの開催、各取組に関する情報発信やシンポジウムの開催など活発な活動を展開しています。



この秋は、多摩・三浦丘陵人。多摩・三浦丘陵の緑と水景を、たのしみまなぶまもる！秋祭&イベント月間

里地里山文化プログラム

実施期間 2019年 11/1 (金) から 11/30 (土)

里地里山文化プログラムとは

多摩・三浦丘陵には、北は高尾山付近から南は城ヶ島付近まで、緑と水景が豊かな里地里山文化の宝庫が残り、この宝庫を守るために様々な保全活動が行われています。

「里地里山文化プログラム」は、そのような活動を多くの人に知ってもらい、参加するきっかけをつくることで、活動がさらに広がり、私たちの身近な文化として根付いていくよう、関連する13自治体で連携して開催するものです。 <http://www.tama-mitsurahi.com>

多摩・三浦丘陵広域連携会議とは

平成18年度より、「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、「市民・企業・行政等の協働による広域的な緑と水景の保全・再生・創出・活用をしていくこと」を目的に、多摩丘陵・三浦丘陵が位置する13の自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」を開催しています。

主 催 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議
 (相模原市・八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・相模原市・川崎市・横浜
 市・鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市)

事務局 川崎市建設緑政課 緑の政策推進課 TEL: 044-305-3265
 ※各団体・イベントについては、記載している連絡先に、それぞれお問合せください。

自治体名	東京都内の区市町村		
取組名称	都市間・地域間連携プロジェクト		
<p>区部では、緑豊かなまちづくりへの取組が叫ばれ、多摩西部は、今日では、既存の緑の多くを守る立場となっています。広域的観点から地域の長所やニーズを活かして相互に連携し、緑の保全や活用の促進を行っています。</p>			
連携事例			
	連携自治体名	名称等	概要
中央区	檜原村	中央区の森	行政区域を超えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、区と区民・事業者が連携した森林保全活動等を実施
港区	あきる野市	みなと区民の森づくり 環境交流事業	区があきる野市から22haの私有林を借り受け、「みなと区民の森」として整備を実施 小学3・4年生を対象として、隔年主催でそれぞれの区市の環境を活かした自然体験・環境学習を実施
港区	あきる野市 檜原村	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	区内に建築される建築物に対して、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」締結自治体から産出される木材の利用を促し、木材使用量に相当するCO2固定量を認証
新宿区	あきる野市	「新宿の森・あきる野」 森林整備事業、自然体験学習	植林や森林整備を実施・市、地元団体と協働し、自然体験学習ツアーを実施
杉並区	青梅市	すぎなみ地域大学 「森林ボランティア育成講座」 「青梅の森」等の保護・保全活動	「青梅の森」の保護・保全活動を行うボランティア育成講座を共同開催。講座を修了した区民・市民による「青梅の森」等の保護・保全活動
武蔵野市	青梅市	二俣尾・武蔵野市民の森	所有者・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、保全費用の負担・森林体験の場として活用
	奥多摩町	奥多摩・武蔵野の森事業	奥多摩町・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、連携して森林整備・活用
昭島市	奥多摩町	奥多摩・昭島市民の森	林所有者・市・都農林水産振興財団が分収造林契約を締結し、植林を実施 市は森林作業や植生調査などを行う森林教室を実施

自治体名	東京都内の10区26市2町(幹事自治体 練馬区)
取組名称	都市農地保全推進自治体協議会
<p>設立:平成20年10月29日</p> <p>市街化区域内農地を持つ38の基礎自治体が会員となり、連携して都市農地の保全に取り組んでいます。</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市農地保全自治体フォーラムの開催 <p>都民への普及啓発として、講演会や都内産農産物・加工品の紹介・販売などを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地保全のため国への提案要求 	

自治体名	練馬区
取組名称	世界都市農業サミット(令和元年11月29日から12月1日まで)
<p>練馬区では全緑被率のうち2割を農地が占め、農とみどりは密接な関係にあります。都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、発展させていくことを目的として、世界都市農業サミットを開催しました。</p> <p>都市農業を積極的に行っている5都市(ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロント)から農業者や研究者、行政関係者を招き、各都市で取り組んでいる事例紹介や意見交換会を行う国際会議や、区民の方々に練馬の農業の魅力をより感じてもらえるよう各種イベントを実施しました。</p>	
	

自治体名	世田谷区
取組名称	世田谷区落ち葉ひろいリレー
<p>清掃の意味合いだけでなく緑に感謝するイベントとして、市民活動団体が主体となって実施しています。条件が整えば、落ち葉たきや焼き芋なども行います。これまで、区が広報活動等を支援し、趣旨に賛同する区民の参加を得て、寺社、団地、公園などで開催しました。活動団体が目指す「多くの区民が落ち葉ひろいを楽しむ光景が、秋の風物詩となる」ことに期待し、協働事業の継続実施を目指します。</p> <p>【平成30年度実績】20箇所・43回実施、参加者数1,256名（前年度比35.1%増）</p>	
	

自治体名	杉並区
取組名称	屋敷林や農地保全への取組
<p>杉並区緑地保全方針に基づき、保全に向けた取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マンパワーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの支援隊の運営 <p>屋敷林や農地の保全を支援するボランティアとともに、農作業の補助や落ち葉掃き等を行っています。</p> ●保全のためのPR・企画 <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」 <p>所有者による屋敷林のはなしやボランティアによる樹木・野菜の解説のほか日なたと木陰の温度を測定し、木陰の涼しさを体感するイベントを行いました。</p> ・たき火イベント「たき火体験」 <p>農地を身近に感じてもらうとともに地域住民の交流の場を提供することを目的に、所有者とボランティアの協力を得て、たき火イベントを行いました。</p>	
	

自治体名	国分寺市
取組名称	通称エックス山等整備方針の検討に関する市民協議会との協働事業
<p>設立：平成14年12月20日</p> <p>西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）において市と協働して活動しています。定例活動では、草刈りなどの林床管理、枯損木等の危険除去などを行っています。</p> <p>●樹木更新</p> <p>林を良い状態で次の世代に引き継ぐために、協議会で伐採可能な樹木を伐採し、小さく切って薪にするなどの作業を行いました。</p> <p><樹木更新面積></p> <p>平成20年度：約450㎡</p> <p>平成21年度：約1,000㎡</p> <p>平成30年度：約600㎡</p> <p>●エコミュージアム国分寺</p> <p>市内を博物館に見立て、日常何気なく目にはしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統の視点から散策するエコミュージアムを共催しています。</p> <p>令和元年度には9回目を迎え、24人の参加がありました。</p>	



自治体名	調布市
取組名称	CHOFUみどりの国分寺崖線ウォーク2018
<p>市内の崖線樹林地の保全活動を行っている市民団体に委託し、市民、事業者及び行政が協働して実施しました。崖線ウォークイベントを通して、緑の保全活動の必要性や保全活動参加への関心を高め、将来的に崖線樹林地保全活動等の担い手となる人材の育成、確保を行うことを目的とし参加者へ市内の崖線樹林地の現況や保全活動の説明を行いながら市内の崖線を巡りました。</p>	
	

自治体名	江東区
取組名称	東京2020大会に向けた花と緑のおもてなしガーデニングイベント
<p>地域コミュニティの醸成と東京2020大会開催への機運向上を目指し、競技会場に近い豊洲六丁目第二公園(平成30年度は豊洲六丁目公園)に設置したプランターの花苗の寄植え・植替えイベントを、春と秋の2回実施しました。</p> <p>専門家のレクチャーを受けながら、区民との協働により10個のプランターの花の寄植えが完成。同時に、ガーデンクイズも実施し、こどもから大人まで幅広い世代の参加がありました。</p>	
	

自治体名	調布市
取組名称	飛田給駅・西調布駅・調布駅周辺花いっぱい事業
<p>ラグビーワールドカップ2019、東京2020大会の来訪者へのおもてなしのひとつとして、競技会場へのアクセス駅周辺で、市と市民、事業者の協働で花修景を行いました。</p> <p>平成30・31年度の「花いっぱいサポーター養成講座」受講生の花いっぱいサポーター(市民ボランティア)を中心に、講座やサポーターデイの中で、飛田給駅、西調布駅でのハンギングバスケット付きスタンド型コンテナ等の設置や花壇の植付けを行いました。また、令和元年9月と11月に実施した市民参加の「花いっぱいおもてなしイベント」の中で、調布駅前おもてなしガーデンの植付けを行いました。大規模大会終了後も、花いっぱいサポーターを中心とした花壇活動が継続できるように、仕組みづくりを行ってまいります。</p>	
	
	
	

自治体名	清瀬市
取組名称	Kiyose花のある公園プロジェクト
<p>令和元年7月から12月にかけて、「花のある公園」のレイアウト、活用・管理方法などを話し合う市民ワークショップを計6回開き、基本計画を策定しました。公園への関心が低い方、市主催の話し合いに不慣れな方などの参加を促す目的で「土いじり」を取り入れ、第1回目の「コスモスの種まき」には50名、第4回目の「コスモスの花摘み」には60名を超える参加がありました。</p> <p>この基本計画をもとに、令和2年度に基本設計・実施設計、翌3年度から整備を予定しています。令和4年度(予定)の開園まで、公園に対するモチベーションの維持・向上を図って、令和2年度以降は公園予定地を使ってガーデニング講座や市民を主体としたイベントなどの開催を検討しています。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>種まきの様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花摘みの様子</p> </div> </div>	

自治体名	町田市
取組名称	花壇コンクールの実施(春・秋の年2回開催)
<p>都市緑化を推進し、花の香り漂う美しいまちづくりに寄与することを目的に実施している事業です。</p> <p>市民団体へ市営の苗圃で育てた草花の苗や肥料を配布し、公園・道路・学校・幼稚園などの公共的な場所に植えていただき、専門家などの意見も取り入れながら美しさを評価します。</p> <p>入賞した団体の花壇には入賞プレートを設置するほか、花壇の写真に掲載したカレンダーを発行するなど、周知を行います。</p> <p>【2019年度秋(第94回)の実績】</p> <p>参加団体:321団体</p> <p>うち、優秀賞1団体、優秀賞5団体、優良賞19団体、努力賞28団体、ラグビー優秀賞5団体、ラグビー賞16団体</p>	
 	

自治体名	瑞穂町
取組名称	産業まつり 花・苗木配布事業
<p>緑化推進事業の一環として、住民の緑化に対する理解、関心を高めるために花及び苗木を無料配布するものです。</p> <p>なお、苗木については、一部を除き、東京都苗木生産供給事業を利用しています。また、会場では、公園等管理委託業者に協力してもらい、育て方等を相談できるコーナーを設けています。</p>	
	

自治体名	三鷹市
取組名称	NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働
<p>設立：平成21年4月2日</p> <p>市民・事業者・行政をコーディネートし、「花と緑のまち三鷹」をテーマに、花や緑を担う人づくり、市民が花や緑の活動できるしくみづくりや場づくりを進める中間支援組織として、市民・市民団体間のネットワークづくりの活動などを行っています。</p> <p>●ガーデニングフェスタの開催</p> <p>花と緑あふれるまちづくりのきっかけとなる大きなイベントとして、市民緑化推進委員会(事務局:NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会)と三鷹市との共催で年1回開催しています。緑化等に関する写真の募集及び表彰等も行い、「緑と公園都市」を創出していくことや、地域のコミュニティを通じて花や緑を一層広げていく取組を行っています。毎年約1,000人が参加しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>●緑の普及・啓発事業</p> <p>ガーデニング講座及び花壇管理等講習会(年約10回開催・約150人参加)、緑の管理・育成講習会(年約5回開催・約100人参加)、緑の保全活動安全講習会(年1回開催・約50人参加)、樹木や野鳥などの観察会(年約4回開催・約80人参加)、せん定講習会(年約2回開催・約40人参加)、新入生への花種等の配布、保育園等への花苗の配布などを実施しています。</p>	

自治体名	小金井市
取組名称	滄浪泉園緑地開園40周年記念イベント(令和元年5月19日)
<p>滄浪泉園緑地(特別保全緑地地区)の開園40周年イベントとして、子どもたちと白梅の植樹体験を実施し、緑の保全を図るとともに、市内等で活躍するNPO法人や造園業の方等が講師となり、環境啓発を図る講座を実施しました。</p> <p><講座のねらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の樹木や植物を紹介するガイドツアーの実施により身近な緑との触れ合いや大切さを学ぶ。 ・秩父の森林保全の取り組みを紹介し、間伐されたカエデの樹液から作ったメイプルシロップを使用したお菓子を食べることで森を守ることに繋がることを学ぶ。 ・市内によくある樹木の見分け方を学ぶことにより、身近な緑に関心を持ってもらう。 <p>また、一日特別無料開園日とし、400名を超える市民の方々に新緑を楽しんでいただきました。</p>	



第4章 今後の取組に向けて

1 次世代を見据えた取組

東京都の人口は2025年をピークに減少局面を迎え、2040年代には高齢化率が3割を超えると予測されています。人口減少・高齢化の進行に起因する様々な課題が顕在化しつつある中、都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する集約型都市構造化に大きく転換しています。国においては、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設され、居住・都市機能の誘導によるコンパクトシティの形成に向けた取組が推進されています。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。グリーンインフラは、温室効果ガスの吸収や雨水の貯留浸透等を通じた気候変動への適応や、投資・人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成等、様々な場面での多様な機能の発揮が期待されています。

さらには、今般の感染症拡大に伴い、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣としての「新しい日常」への対応が求められる中で、屋外における開放的な緑やオープンスペースがあることの重要性を改めて認識する契機となりました。

今後の人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や、気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応に向けては、コンパクトシティやグリーンインフラの考え方にのっとり、適正な土地利用による荒廃防止や防災・減災、地域の活性化といった面からも、緑の保全・活用を考える必要があります。例えば、立地適正化計画等と連動した緑の保全や、コミュニティづくりに寄与する緑を組み込んだまちづくり、地域の魅力を高める緑を活かした景観の保全・育成など、社会経済情勢の変化に即し、次世代を見据えた新たな緑の保全・創出・活用方策等も検討が必要です。

2 様々な主体との連携

近年、持続可能な開発の実現に向け注目されている言葉にESGがあります。ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字で、投資家が企業に投資する際に、これらの要素を考慮することが必要だという考え方が世界的に広まってきています。

また、2015年9月の国連サミットで、2030年までを期限として国際社会が取り組む持続可能な開発目標として、SDGs(Sustainable Development Goals)が採択されました。これにより、気候変動対策、強靱で持続可能な都市づくり、陸域生態系の保護などを含む17の国際目標について、公共、民間の垣根を越え、あらゆるステークホルダーと連携し取り組んでいくこととなりました。

持続可能な都市づくりに欠かせない緑の保全・創出は、こうしたESGやSDGsの概念を取り入れ、行政、都民、企業、NPO等と連携し、社会全体の課題として取り組んでいく必要があります。

本方針の推進に当たっては、様々な主体との連携を念頭に、例えば、都市開発に関わる民間セクターとの新たな連携や、質の高い維持管理を地域経済に組み込む緑のマネジメント、中間支援組織等と連携した都民や市民団体への支援など、既存制度の再検討や新たなプロジェクトの創設などに取り組んでいきます。

3 制度改善の要望

都市における緑の保全・創出を進めるため、これまで様々な法制度の整備や改善が行われてきました。

農地については、平成29年の生産緑地法の改正により、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和が実施され、あわせて相続税納税猶予制度等の税制改正が行われたほか、平成30年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定等、近年、制度改善が進められてきました。しかし、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎などの農業用施設用地等の相続税の軽減措置や、相続税の物納により国有化される市街化区域内農地について、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させる新たな制度の創設など、今後、残された課題に対応する更なる制度改善が求められています。

樹林地については、特別緑地保全地区の指定により、該当区域について相続税が8割評価減となる優遇税制がありますが、地価の高い都内の屋敷林では、納税のために敷地の一部が売却される例もあり、これまで良好に維持されてきた樹林の形態が大きく崩れる要因となります。緑の果たす様々な機能と今日における重要性を考慮し、優遇税制等の更なる拡充が求められています。

これらの実現に向けて、現行制度の改善と新たな制度の創設について、引き続き国へ要望していきます。

4 施策の進行管理と方針の推進

都は、「戦略ビジョン」において、新たに「緑溢れる東京プロジェクト」を立ち上げ、都や区市町村による公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発における緑創出など、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図ることで、都内全体の緑を増やす取組を進めていきます。

また、このプロジェクトの展開に際しては、地域の実状や具体的な取組実態などを踏まえ、都と区市町村が緊密に連携しながら、取組を進めていきます。具体的には、将来に引き継ぐべき緑の保全や緑が不足する地域等における緑の創出を進める取組を、都が強力に後押しする「緑の保全・創出支援プログラム(仮称)」を策定し、集中的な支援等を実施していきます。

「緑確保の総合的な方針」の推進に当たっては、都区市町村合同の調整プラットフォーム(都区市町村合同推進委員会)により、課題調整を行っています。こうしたプラットフォームを効果的に機能させることにより、今後、急速に変化していく社会情勢に対応し、施策の充実や取組の加速も検討していきます。

今後も本方針に基づき、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくとともに、あらゆる機会を通じて緑を生み出していけるよう、様々な施策に取り組んでいきます。

資 料

◆ 確保地の水準の基本的な考え方.....	83
◆ 特定生産緑地制度の概要.....	85
◆ 東京都の緑を各種制度等で位置付けている実績.....	86
◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等.....	87
◆ 自治体別緑化等施策一覧.....	95
◆ 図面データの出典等.....	102
◆ 都政モニターアンケートの結果.....	104
◆ 「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会 委員等構成.....	107
◆ 改定に至る経緯.....	109
◆ お問合せ先一覧.....	110

◆ 確保地の水準の基本的な考え方

● 確保地は令和11年度までに、以下のいずれかの水準により確保するものです。

樹林地

農地

確保地 水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

- 都市計画公園緑地として既存樹林地を買収
- 緑地保全のための買収が確実な都市計画公園緑地の新規・追加指定
- 特別緑地保全地区、自然公園法の特別保護地区、都条例の保全地域
その他、法や条例に基づき損失補償による買収が補償される制度の新規・追加指定
- その他法や条例に基づき既存樹林地等を保全目的で買収 など

- 農業振興地域農用地区域に指定
- 生産緑地の買取り など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	特別緑地保全地区	都市緑地法・都市計画法
	特別保護地区(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	都・保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例
	都市計画公園・緑地	都市公園法・都市計画法
	その他 区市町独自の制度	区市町条例
農地	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律
	生産緑地地区	生産緑地法・都市計画法

確保地 水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

- 風致地区、保安林、自然公園の特別地域、市民緑地、借地公園等の新規・追加指定
- その他許可制の独自条例による地区指定 など

- 地区計画の中で生産緑地であるものを公園緑地等の地区施設として新規指定
- その他許可制の独自条例による地区指定 など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	風致地区	都市計画法・東京都風致地区条例等
	特別地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	保安林	森林法
	市民緑地	都市緑地法
	地区計画	建築基準法・都市計画法
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例
	地区計画（生産緑地を緑地として指定）	市民農園整備促進法
	その他 区市町独自の制度	区市町条例

確保地 水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むもの

- 保存樹林、既存樹林の保全に関する規定の有る地区計画・景観地区、緑地協定等の新規・追加指定・基準の強化
- その他独自条例・要綱等による届出制・協定等に新規・追加指定 など

- その他許可制の独自条例・要綱による農地保全制度の新規・追加指定 など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	緑地保全地域	都市緑地法・都市計画法
	普通地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	景観計画区域（緑に関するもの）・景観基本軸	景観法・都景観条例
	景観地区（緑に関するもの）	景観法
	緑地協定	都市緑地法
	その他 区市町独自の協定	区市町条例
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例・要綱

確保地 特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

- 生産緑地地区を特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる時期や税制優遇措置を延長

	制度（施策名称）	根拠法令
農地	特定生産緑地	生産緑地法・都市計画法

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して〈水準1～3〉に上げていく考えのあるもの

本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

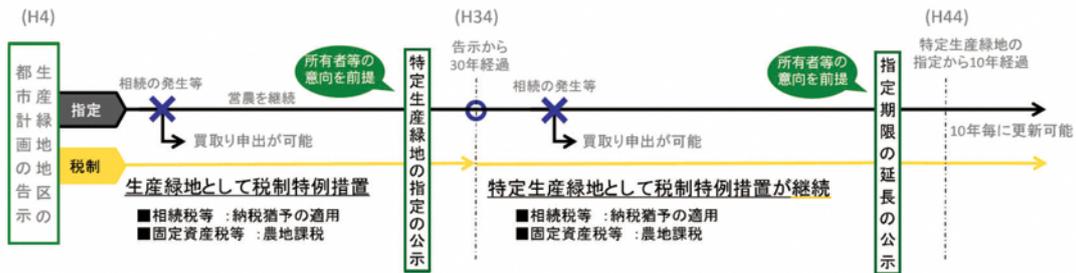
◆ 特定生産緑地制度の概要

※「特定生産緑地指定の手引き Ver.1」平成 31 年 3 月版 国土交通省作成より抜粋

特定生産緑地制度の概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。
- 指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。
- 10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。
- 特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。
- 特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制措置が受けられなくなります。(激変緩和措置あり)
- 特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないことに注意して下さい。

■ 特定生産緑地に指定する場合



■ 特定生産緑地に指定しない場合



◆ 東京都の緑を各種制度等で位置付けている実績(平成31年4月1日現在)

※各種制度については、代表的なものを掲載しています。

都市計画公園・緑地

	種別	箇所数	面積(ha)
区部	公園	1,314	3,040.88
	緑地	97	2,908.49
多摩部	公園	982	2,632.35
	緑地	161	2,329.82
合計		2,554	10,911.54

都市公園等の開園状況

	個所数	面積(ha)
区部	6,131	4,126.43
多摩部	5,760	3,368.14
合計	11,891	7,494.57

※海上公園、国民公園、公団・公社の住宅内の公園等を含む。

特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区

	特別緑地保全地区		風致地区		生産緑地地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	件数	面積(ha)
区部	17	86.44	14	2,674.00	2,050	406.59
多摩部	33	233.77	14	897.52	9,078	2,658.38
合計	50	320.21	28	3,571.52	11,128	3,064.97

東京都保全地域

(東京の自然の保護と回復に関する条例)

	種別	件数	面積(ha)
多摩部 ※	森林環境	1	22.84
	緑地	38	129.90
	自然環境	1	405.3
	歴史環境	6	136.82
	里山	4	63.32
合計		50	758.18

※歴史環境は、一部区部を含む(玉川上水)。

首都圏近郊緑地保全区域

	箇所数	面積(ha)
多摩部	3	1,477

(埼玉県を除く。)

<参考>東京都の土地面積

(平成29年10月1日現在)

	面積(ha)
区部	62,757
多摩部	115,981
合計	178,738

※島しょ部は含まない。

◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等

区市町村に存する貴重な樹林地等に対し、補助・助言などにより保全を奨励しているものを「補助等を主体とする保存樹林等の制度」、所有者に対して規制や制限をかけることで税の減免等の優遇を付与するものを「行為規制等を伴う樹林地等の保全制度」として一覧表に示しています。

■ 補助等を主体とする保存樹林等の制度

令和元年6月1日現在

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
港区	港区みどりを守る条例 同施行規則	樹林面積 200㎡以上 ・4万(1,000㎡未満)～7万円(3,000㎡以上)	29件 109,786㎡
新宿区	新宿区みどりの条例 同施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱	樹林面積 500㎡以上 ・～1,000㎡:9千円 (以降4.5千円/1,000㎡加算、限度9万円)	35件 87,055㎡
文京区	文京区みどりの保護条例 文京区保護樹木等に係る補助金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・要した経費の1/2(限度額10万～30万)	29件 114,096㎡
台東区	台東区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 100㎡以上 ・3万(500㎡未満)～5万円(1,000㎡以上)	5件 3,431㎡
江東区	江東区みどりの条例 同施行規則	土地面積 500㎡以上(健全であること) ・～1,000㎡:2万円(以降500円/100㎡加算)	2件 4,972㎡
品川区	品川区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上 ・必要に応じて剪定、施肥および害虫駆除を行う	21件 89,316㎡
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則 目黒区保存樹木等助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・～1,000㎡:3万円(以降30円/㎡加算、限度5万円)	26件 83,535.63㎡
大田区	大田区みどりの条例 同施行規則 大田区みどりの条例の保護樹木等に関する要綱 大田区保護樹木等審査会設置要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理経費:6万(～1,000㎡未満)～8.4万(2,000㎡以上) ・剪定費:3年に1回、経費の1/2(上限50万円)	84件 103,051.21㎡
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則 世田谷区保存樹木等の保全に関する要綱	樹林地面積 1,000㎡以上 小樹林地面積300㎡以上～1,000㎡未満 ・必要に応じて、せん定、施肥等支援を行う。	98か所 307,180.97㎡
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・平成24年4月1日補助金廃止	18件 92,425㎡
中野区	中野区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・3万(500㎡未満)～8万円(2,000㎡以上)	30件 82,120㎡
杉並区	杉並区みどりの条例	屋敷林・寺社林・学校林:面積300㎡以上で高木30本以上、樹林:面積500㎡以上 ・個人:8千円/100㎡(10,000㎡超分は4千円/100㎡加算) ・法人:2千円/100㎡(10,000㎡超分は1千円/100㎡加算)	101件 353,318㎡
豊島区	豊島区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上(集団を形成しているもの) ・50円/㎡(限度15万円)	30件 60,047.68㎡

緑確保の総合的な方針

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
北区	北区みどりの条例 同施行規則 北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱 東京都北区特別保全樹林助成金交付要綱	土地面積 300㎡以上(集団をなしているもの) ・維持管理に要する経費の1/2 (限度額:40円/㎡、10万円以内) 保護樹林 樹林面積300㎡以上(集団を成しているもの) ・維持管理に要する経費の1/2(限度額:40円/㎡、10万円) ・保護樹林のうち、特に自然度が高い樹林を特別保全樹林とし、樹林の存する土地の固定資産税及び都市計画税の合計額を助成	14件 13,692.99㎡
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例 荒川区保護指定樹木等助成金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・維持管理に要する経費の1/2 限度額:3万円(500㎡以下)、3万円+60円/㎡(500㎡超1,000㎡以下)、6万円+30円/㎡(1,000㎡超)	2件 4,800㎡
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例 同施行規則 板橋区保存樹木等管理助成要綱	保存樹林 300㎡以上 保存竹林 200㎡以上 ・(都市計画税+固定資産税)×1/2相当額(限度90万円)	24件 32,904.47㎡
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 同施行規則 練馬区保護樹木・樹林補助金助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理費用補助(面積規模により額設定) 樹林面積1,000㎡未満2万円～樹林面積5,000㎡以上12万円 ・せん定費補助(幹周規模により上限額設定) 幹周90cm以上の樹木:せん定費の半額	71件 186,500.23㎡
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則 足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱 足立区保存樹木等管理支援要綱	樹林面積 300㎡以上 ・補助金(年に1回):4万円(1,000㎡未満)～15万円(3,001㎡以上)※固定資産税減免措置のある土地は×3/4 ・せん定経費の1/2助成(4年に1回、上限50万円) ・樹木診断、樹勢回復 ・落ち葉等収集	24件 44,808㎡
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	樹林面積 500㎡以上 ・4万円(1,000㎡未満)～10万円(3,000㎡以上)	26件 35,490㎡
江戸川区	江戸川区緑化推進要綱	樹齢、歴史、いわれ等から緑化の象徴として特に保護する必要があると認められた樹林 ・樹木診断費用を補助	なし
八王子市	八王子市緑化条例 八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・緑地保護地区 50円/㎡	6件 81,414㎡
	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例 八王子市斜面緑地保全区域支援金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・斜面緑地保全区域 100円/㎡	46件 279,816.99㎡
立川市	立川市緑化推進条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税を免除 ・100円/㎡	12件 17,577.8㎡
武蔵野市	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・100円/㎡(非課税地については上記の1/2以内)	4件 7,018㎡
三鷹市	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税額・都市計画税額の85%相当	9件 8,608.41㎡
府中市	府中市樹木等の保全に関する要綱	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の75%相当	3件 829.46㎡
昭島市	昭島市保存樹木等補助金交付要綱 昭島市の緑を守り育てる条例施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・10円/㎡(公開樹林:固定資産税・都市計画税の90%相当)	6件 4,515㎡
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の85%相当	20件 19,340㎡

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
小金井市	小金井市緑地保全及び緑化推進条例	樹林面積 500㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当 (国分寺崖線上は別途20円/㎡補助)	7件 40,620.16㎡
小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税、都市計画税の免除 100% 維持管理費 8円/㎡	18件 43,357.80㎡
日野市	日野市みどりの保護育成に関する要綱	樹林面積 500㎡以上 ・9千円(500㎡以上)～27千円(10,000㎡以上)	65件 588,607㎡
東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・適正に管理されているもの: 固定資産税・都市計画税の免除 100%(それ以外は90%減免)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当	19件 26,444.91㎡
国立市	国立市緑化推進条例	樹林面積330㎡以上 ・10円/㎡	なし
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	樹林面積 7アール以上 ・宅地介在山林: 固定資産税・都市計画税の80%以内 ・一般山林: 23円/㎡	9件 6,149㎡
狛江市	狛江市緑の保全に関する条例 狛江市緑の保全に関する条例施行規則 狛江市保存樹木等剪定助成金交付要綱	樹林面積 330㎡以上 ・1万円/箇所 せん定費用の3分の1の額(樹木1箇所につき20万円上限)	12件 20,920㎡
東大和市	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	樹林面積おおむね1,000㎡以上	3件 7,666㎡
東久留米市	東久留米のみどりに関する条例	樹林面積 1,000㎡以上 ・65円/㎡	4件 6,528㎡
武蔵村山市	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上(丘陵地を除く。) ・128円/㎡	1件 1,117㎡
多摩市	多摩のみどりの保全及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上・20円/㎡	19件 47,617㎡
羽村市	羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例	樹林面積 1,000㎡以上(5年を単位として保存) ・固定資産税・都市計画税の80%減免	24件 24,184.54㎡
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市保存緑地に対する補助金交付要綱	樹林地: 面積 500㎡以上、健全で樹木、樹林等の形容が美観上優れている地域 屋敷林: 1.5mの高さにおける幹周り1m以上の樹木が5本以上ある樹林 ・樹林地: (固定資産税・都市計画税の合計額/面積+20円)×面積 ・屋敷林: 1万円/1宅地	3件 7,677.4㎡
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	樹林面積 100㎡以上 ・60円/㎡	23件 22,134㎡
瑞穂町	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例	屋敷林: 住居等のある敷地内で地上1.5mの幹周り1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林 樹林地: 500㎡以上の樹林地(適用除外区域あり) ・屋敷林: 1万8千円/1箇所 ・樹林地 市街化区域: 都市計画税・固定資産税相当額の80%以内 市街化調整区域: 10円/㎡(千円未満切り捨て)	17件 34件 151,582㎡

■ 行為規制等を伴う樹林地等の保全制度

令和元年6月1日現在

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
目黒区	みどりを守る協定	目黒区みどりの条例、施行規則 目黒区みどりの協定の認定および助成に関する要綱 ・一定の基準以上の樹木、樹林、生垣で、その所有者及びその周囲の居住者等5軒以上が、それらを保存し共同で維持管理していくことに合意したもの	●協定締結(みどりを守る協定) 協定締結者間の連絡や活動費の一部として、1協定当たり年間1万円の助成金を交付	なし
世田谷区	特別保護区	世田谷区みどりの基本条例 ・樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となっていて特別に保全する必要がある土地	●行為規制(許可申請) ・水面の埋立て、建築、土地変更、木竹伐採等 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産税・都市計画税相当額を上限とする助成 区による維持管理支援	4か所 13,195㎡
	小さな森 (保存樹林制度の補完)	小さな森制度 (一財)世田谷トラストまちづくり ・区内に位置し、適切に維持管理された民有の緑地であること ・50㎡以上の広さを持つ一団の土地であること ・公道等から緑地への通路が確保できること	●公開契約 ・常時又は年間1日以上 (一財)世田谷トラストまちづくりボランティアによる維持管理支援	17か所 5,362㎡
	国分寺崖線保全整備地区	国分寺崖線保全整備条例 ・傾斜度10%以上の斜面地(約183ha)をおおむね含み、国分寺崖線と一体的な環境形成が必要なエリア	●行為規制(許可申請) ・500㎡以上の建築:階段状建築物の制限(地面と接する位置の高低差は6m以下) ・色彩配慮 ・建築計画の届出 ●崖線と調和した建築計画の誘導 ●世田谷区斜面地における建築物の制限に関する条例の適用により、階数等も規制	約300ha
杉並区	特別樹林	杉並区みどりの条例 ・保護樹林等のうち、公園、緑地その他の空間地として確保することが必要な土地の樹林地	●義務:良好な状態を保つ ●滅失、枯死、これらに準ずる異変の届出 ●伐採または譲渡の際、買取り請求の提出 ●買取り請求に基づき買入れ判断 保護に要する費用の一部の補助その他の必要な支援	なし
北区	特別保全樹林	北区みどりの条例 北区特別保全樹林助成金交付要綱 ・300㎡以上の自然度の高い貴重な崖地樹林地等(みどりの条例により指定される保護樹林のうち自然度が高く生活環境を確保する上で不可欠なもの)	●責務:良好な状態を保つ ・伐採、枯死、譲渡時等に届出 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産税・都市計画税相当額の上限とする助成	3か所 2,490.94㎡
練馬区	郷土景観保全地区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 ・3,000㎡以上の雑木林、屋敷林、農地が一体となった保全すべき区域	●行為規制(協議) ・樹木の伐採、建築、土地変更等 ●買取り請求に基づき買入れ判断 景観保全に必要な費用の補助	なし
足立区	特別景観形成地区	足立区景観条例 足立区圀川及び圀川沿川地区の落ち葉に関する支援要綱 ・圀川沿川地区(圀川の境界から20mの範囲)	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 落ち葉収集 軒樋カバー設置工事助成 軒樋清掃助成	1地区 (全長約2.2km)

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)		指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)		
葛飾区	自然保護区域	葛飾区自然保護要綱 ・国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然	●行為規制 ・立入制限、動植物採取禁止		2か所 12,600㎡
八王子市	緑地保護地区	八王子市緑化条例 ・保全が必要な緑地(おおむね1,000㎡以上)	●行為規制 ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●土地所有者との協定締結 固定資産税相当額の補助、維持管理に要する経費の一部を補助(50円/㎡)		6地区 81,414㎡
	斜面緑地保全区域	市街地内丘陵のみどりの保全に関する条例 ・市街地内に位置し、良好な自然環境が形成されている丘陵地の斜面の緑地(原則1,000㎡以上) ・実態調査等に基づき斜面緑地保全委員会の意見を踏まえ指定	●行為規制(届出) ・木竹伐採、移植、物件の堆積等 ・指導、勧告、住所・氏名の公表 ・過料 ●土地所有者の同意を必要としない。 環境的な価値に相当する額及び維持管理に要する経費の一部を支援(100円/㎡) 保全団体の育成・紹介		46区域 28.0ha
立川市	保護樹林地	立川市緑化推進条例 ・良好な生活環境を確保するため保護することが必要な300㎡以上の樹林地 ・市との使用貸借契約が必要	●使用貸借契約 ・使用貸借、管理委任等 固定資産税・都市計画税相当額の減免 委任契約に基づく市管理		12か所 17,578㎡
武蔵野市	環境緑地	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例 ・みどりの保護育成を必要と認める区域で、市民の利用に供するもの ・特に保護が必要な樹木の生育する区域	●使用貸借契約 ●申出に基づき買入れ判断 固定資産税等の減免 市が簡素な管理		5件 406㎡
三鷹市	自然環境保全地区	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例 ・おおむね2,000㎡以上の樹林地、水辺地、傾斜地等で保全が必要なもの ・文化的遺産と一体となった自然があり保全が必要なもの	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●協定の締結 固定資産税・都市計画税の85%を助成 協定に基づき市が管理		2件 9,694㎡
青梅市	霞丘陵風致地区	青梅市風致地区条例 ・霞丘陵風致地区(第一種風致地区)	●行為規制(許可申請) ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・土石類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積		1地区 383.14ha
調布市	保全地区・特別保全地区	調布市自然環境の保全等に関する条例 ・保全地区:300㎡以上あり、保全・回復が必要な緑 ・特別保全地区:保全区域内の特に貴重な緑	●行為規制 (特別保全地区:許可申請)(保全地区:届出) ・建築、土地変更、植物伐採等 固定資産税・都市計画税の85%を補助交付		20件 19,340㎡

緑確保の総合的な方針

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
町田市	ふるさとの森	町田市緑の保全と育成に関する 条例、施行規則 ふるさとの森設置要綱 ・1,000㎡以上の良好な景観、歴 史環境、希少な動植物の生息又 は生育、市街地にある市民の憩い の場となるまとまりのある緑地	●使用貸借契約 ・10年以上 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税非課税 必要に応じて管理団体(ボランティア等)による 管理を依頼 管理団体への補助あり	44か所 543,342.42㎡
	民有緑地保全 地域	町田市緑の保全と育成に関する 条例、施行規則 町田市民有保全地域指定要綱 ・1,000㎡以上の課税地目が山 林・雑種地等の樹林地(市長が認 める330㎡の該当地も可)	●協定締結(民有地緑地保全協定) ・10年以上 固定資産税・都市計画税の40%の奨励金を 交付 45円/㎡の維持管理奨励金を交付	2か所 11,881㎡
小金井市	環境保全緑地 公共緑地 環境緑地	小金井市緑地保全及び緑化推進 条例 ・公共緑地:公共の用へ供されるこ とが確約される500㎡以上の緑地 ・環境緑地:現状保全が確約され る500㎡以上の緑地	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採 ・助言・勧告 ●協定締結 ・5年間 公共緑地:固定資産税・都市計画税の非課 税、市管理 環境緑地:固定資産税・都市計画税の80%減 額、国分寺崖線に存するものは維持管理奨励 金交付	公共緑地 4か所 3,711.97㎡ 環境緑地 7か所 40,620.16㎡
			●不動産信託契約、土地管理の委任契約等 ・地上権の設定・土地管理の委任等 ●申出に応じて買入れ判断(先買い権を設定) 固定資産税・都市計画税の減免※地代を支 払う場合を除く。 条例に基づく市による管理	19か所 41,067㎡
東村山市	緑地保護区域	東村山市緑の保護と育成に関す る条例 ・原則として300㎡以上で、一団の 状態にある、良好な自然状態で保 持されている樹林地/動植物の生 息地であって、これらの保護又は 繁殖を図ることが必要な土地/そ の存在が生活環境に寄与している社 寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築・土地変更・木竹伐採 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の減免(適正管理さ れている場合)又は90%減免(適正管理され ていない場合)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	緑地保護区域	国分寺市の緑の保護と推進に関 する条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好 な自然環境の緑地	●行為規制(届出) ・建築物その他の工作物の新築、増築、改築 又は移転 ・宅地造成その他土地形質の変更 ・その他自然環境に重大な変更を生じるおそ れのある行為 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の80%減免	なし
	国分寺崖線区 域	国分寺市まちづくり条例 ・緑の基本計画に定める国分寺崖 線保全・整備地区(緑化重点地区) のうち、商業地等を除く区域	●行為規制(申請) ・開発時地下水等観測、調和的建築計画 ・敷地内の緑地等の整備は、国分寺崖線区域 内において、国分寺崖線区域外より上乗せし た基準を設定	-

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
東大和市	緑地保護地区	東大和市みどりの保護・育成に関する条例 ・面積がおおむね1万㎡以上の状態にある、樹木・樹林・草生地等が所在し、かつ、良好な自然状態を保持している地区であって、その保護を図ることが必要な地区/動植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区	●行為規制 (1)樹木の伐採 (2)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (3)宅地の造成その他土地の形質の変更 (4)土石類の採取 (5)その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為	1か所 9,936.26㎡
			固定資産税・都市計画税の免除	
清瀬市	緑地環境保全区域	清瀬しみどりの環境をつくる条例 ・みどりの基本計画に定める緑化重点地区において特に保全が必要と認められるおおむね1,000㎡以上の樹林地 ・雑木林、農地、屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残す景観を有する樹林地	●行為規制(協議) ・建築、土地変更、木竹伐採 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断	24か所 33,721.41㎡
			固定資産税・都市計画税の80%相当額の助成	
東久留米市	緑地保護区域	東久留米市のみどりに関する条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好な自然状態の樹林地、動植物生育地、市民生活の基盤に役立つ屋敷林・社寺林	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採	なし
			補助金交付	
武蔵村山市	緑地保護地区	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例 ・良好な自然環境の緑地 ・動植物の生育地で保護が必要な地区	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採	なし
			奨励金交付	
多摩市	緑地保全の森	多摩市緑地保全の森の指定及び保全に関する要綱 ・おおむね1,000㎡以上の一団の緑地及び森について将来に向けて保全する必要があると認められるもの	●使用貸借契約 ・5年以上 ●申出に応じて買入れ判断	
			固定資産税・都市計画税の減免 協定による管理団体(グリーンボランティア)による管理 管理団体への補助あり	
稲城市	自然環境保全地域	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 ・1,000㎡以上の市民利用に供する良好な自然状態の樹林地、景観上重要な地域、保護が必要な動植物の生育地、生活環境に寄与する社寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●申出に応じて買入れ判断	16か所 124,821.74㎡
			固定資産税・都市計画税50%助成(10年指定) 固定資産税・都市計画税25%助成(5年指定) 管理助成金10~50円/㎡	

緑確保の総合的な方針

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
あきる野市	保存緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・500㎡以上の健全で美観が優れている地域	●行為規制(許可申請) ・樹木の伐採、宅地造成等 補助金交付	5か所 12,841.23㎡
	公開緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・300㎡以上の健全で美観が優れている地域 ・市民が散策等に利用でき、5年以上継続して開放できる地域	●公開契約	1か所 14,593㎡
	生息地等保全 協定	あきる野市生物多様性保全条例 ・希少種の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域	●協定締結 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし
	希少野生動植物種保護区域	あきる野市生物多様性保全条例 ・指定種(希少野生動植物種)の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域 ・指定種の個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定種の保護のため重要と認める区域	●行為規制(許可申請) ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ・宅地造成、土地の開墾、その他土地(水底を含む。)の形質変更 ・鉱物の採掘、土石の採取 ・水面の埋め立て、干拓 ・木竹の伐採 固定資産税・都市計画税の減免 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし

◆ 自治体別緑化等施策一覧

行政区域全般にわたる緑化計画指導や緑の保全協議制度等の施策について、令和元年6月1日現在の情報を一覧表に示しています。

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	[緑化計画書] 敷地面積1,000㎡以上(公共施設は250㎡以上)で、以下の行為を行う場合 ・建築物等の新・改・増築 ・駐車場、作業場等の建設・屋外運動施設、墓地 など	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・区市町村が条例に基づき定める緑化の基準が、都条例と同等以上と知事が認める場合は、手続が区市町村に一元化			
	[開発許可] 面積1,000㎡(甲地域※は3,000㎡)以上の土地で、以下の行為を行う場合 ・土地要件 区域の1/3以上が自然地、または一団で1,000㎡の自然地を含む土地 ・対象行為 建築物・工作物の建築、屋外競技上等の建設、駐車場・墓地等の建設 など ※甲地域: 乙地域(都市計画区域外、自然公園、市街化調整区域、風致地区等)以外 ・許可申請書の提出	○	○	○	
	都市計画法(開発許可制度)	[市街化区域] ・500㎡以上の開発行為(質の変更は3,000㎡以上) [調整区域] ・全ての開発行為(質の変更については500㎡以上) [全域] ・1ha以上の第二種特定工作物(屋外競技上、遊園地、墓地等) 注)東京都が開発許可申請を受ける区域は多摩部(町田市を除く。)	○	—	—
千代田区	千代田区緑化推進要綱	・敷地面積250㎡以上の建築行為 ・緑化計画書の届出	○	○	○
中央区	中央区花と緑のまちづくり推進要綱	・敷地面積200～1,000㎡未満の建築物、工作物 ・緑化計画書の届出	○	○	○
港区	港区みどりを守る条例	・敷地250㎡以上の建築計画(250㎡未満はできるだけ緑化基準を守る。) ・緑化計画書の届出 ・伐採届の規定有	○	○	○
新宿区	新宿区みどりの条例同施行規則	・敷地面積250㎡以上の建築行為及び駐車場等の造成工事 ・緑化計画書の届出 ・既存樹木利用に対する優遇措置有	○	○	○
文京区	文京区みどりの保護条例	・敷地面積200㎡以上建築行為 ・緑化計画書の届出 ・樹木本数等基準(高木・中木・低木)有 ・既存樹木利用に対する優遇処置有	○	○	○
台東区	台東区みどりの条例	・全ての建築物の建築(用途変更及び大規模修繕・模様替は除く。) ※屋上・壁面緑化の対象は敷地面積300㎡を超える建築物 ・緑化計画書の届出 ・接道部緑化を推進 ・みどりのモデル地区(みどりの保護・育成を講じる地区)の指定制度有	○	○	○
墨田区	墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例	・総住戸(住室)数15戸(室)以上の共同住宅 地上3階建て以上かつ総住戸(住室)数10戸(室)以上の共同住宅 ・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合	○	○	○
	墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	・延べ面積1,000㎡以上の建築事業(条例適用以外) ・事業区域面積300㎡以上の宅地開発 ・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合			

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
江東区	江東区みどりの条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積250㎡以上の建築行為 敷地面積250㎡以上の一団の土地の宅地開発 緑化計画書の提出・認定 	○	○	○
品川区	品川区みどりの条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の建築行為 緑化計画書の届出 みどりのモデル地区(緑化の保護・育成を講じる地区)の指定制度あり 	○	○	○
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 自動車駐車場の設置(20台以上) 敷地面積200㎡以上で新築・増築等を行うとき 緑化計画書の提出・認定 敷地面積500㎡(公共施設は250㎡)以上の新築、改築等行うものに屋上緑化を義務化 樹木本数基準(中高木)あり 既存樹木等の保全協議(樹木は幹周り0.8m以上等)の義務化 所有者の申し出による保存樹木等の指定は幹周り0.8m以上(平成24年度から新規指定を休止中) みどりの協定 	○	○	○
大田区	大田区みどりの条例	<p>A 建築物の新築、増築又は改築 300㎡以上の敷地</p> <p>B 製造施設、貯蔵施設その他これらに類する工作物の建設 1,000㎡以上の敷地</p> <p>C 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設の建設 1,000㎡以上の敷地</p> <p>D 駐車場の設置 収容台数20台以上かつ300㎡以上の敷地</p> <p>E 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する以下の事業</p> <p>①住宅宅地開発事業:道路を設ける宅地開発で事業区域面積が350㎡以上又は区画数が5区画以上</p> <p>②集団住宅建設事業:計画戸数が15戸以上</p> <p>③墓地開発事業:事業区域面積350㎡以上</p> <p>※国や地方公共団体の場合は、上記A～Dの建築行為等では、敷地面積250㎡以上が対象</p> <p>※屋上緑化は、敷地の規模1,000㎡以上(国や地方公共団体は250㎡以上)で建築行為等を行う場合が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化計画書の届出 	○	※	○
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 面積150㎡以上の敷地における新築及び増築(面積150㎡未満の敷地でも、風致地区内で風致地区条例に基づく緑化基準を伴わないものも含む。) 面積150㎡以上の敷地における収容能力20台以上の自動車駐車場の設置 面積500㎡以上の区域における開発行為 みどりの計画書届出 樹木本数基準(高木・準高木・中木・低木)、接道緑化基準あり 風致地区の敷地境界部緑化基準あり 自動車駐車場緑化基準(敷地面積×15%)あり 国分寺崖線保全重点地区・風致地区・地区計画区域に緑化率の割り増し制度あり 樹木の伐採届制度あり 	○	○	○
	都市緑地法 (緑化地域)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の新築又は増築 平成22年10月1日より緑化地域制度導入 市街化区域全域を指定 敷地面積に対する緑化率5～25% 建築基準関係規定 	○	—	—
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する 条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の建築行為 緑化計画書の届出 既存樹木利用に対する優遇措置有 	○	○	○
中野区	中野区みどりの保護と育成に 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地分割を伴い、分割前敷地が300㎡以上または敷地面積200㎡以上の建築行為 20台以上の駐車場を設置し、敷地面積300㎡以上 緑化計画書の届出 	○	○	○

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
杉並区	杉並区みどりの条例	[緑化計画書] 敷地面積200㎡以上の建築・開発行為、建築面積50㎡以上の増改築、20台以上の駐車場の設置、公共の計画通知を要する行為 [緑化計画概要書] 敷地面積200㎡未満の建築行為、建築面積50㎡未満の増改築 ・緑化計画書または概要書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有 ・接道部緑化の代替、高中低木本数の置換え有	○	—	○
豊島区	豊島区みどりの条例	[建築行為] ・地階を除く延べ床面積600㎡以上(商業地域は800㎡) ・地階を除く3階以上で住戸15戸以上 ・敷地面積250㎡以上の公共施設 [開発行為] ・面積500㎡以上 ・緑化計画書の届出	○	○	○
北区	北区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の開発行為等(民間施設) ・公共施設の場合は敷地面積要件なし ・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区の指定制度あり	○	○	○
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例	①面積300㎡以上の区画形質の変更 ②面積200㎡の建築確認等 ③面積300㎡以上の駐車場設置 ④15戸以上の集合住宅の建築確認等 ・緑化計画書の届出	○	○	—
	荒川区市街地整備指導要綱	・延べ床1,000㎡以上の建築物 ・都市計画法第29条の開発行為に該当する事業 ・墓地又は納骨堂の設置を行う事業 ・ペット火葬施設等の設置を行う事業 ・移動火葬施設を使用する事業 ・緑化計画書の届出	○	○	—
板橋区	東京都板橋区緑化の推進に関する条例	・敷地面積350㎡以上の開発行為等 ・公共施設250㎡以上 ・区の施設は全て ・緑化計画書の届出	○	○	○
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例	・地上部:開発行為、開発区域面積が300㎡以上の開発事業(建築行為、駐車場の設置等) ・屋上部:敷地面積300㎡以上の建築行為で、建ぺい率80%の地域又は防火地域に利用可能な屋上がある場合 ・緑化計画の事前協議	○	○	—
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則	・敷地面積200㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築及び20台以上の駐車場 ・緑化計画書の届出 ※一戸建て住宅の場合は緑化指導	○	○	○
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	・敷地面積300㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築 ・屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、駐車場、資材置場、作業場又は墓地の建設 ・緑化計画書の届出	○	○	○
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	(1)共同住宅:3階以上、かつ10戸以上又は一団の土地に40戸以上又は事業区域面積300㎡以上 (2)戸建て開発:一団の土地を3区画以上に分割 (3)その他の建築物:事業区域面積300㎡以上 ※環境空地:緑地、歩道状空地、ポケットパーク、広場状空地等 ・協議申請書に環境空地計画図等添付	○	○	○

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
八王子市	八王子市緑化条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築、工作物の設置、屋外施設の建設、墓地の建設等を目的とした1,000㎡以上の土地区画形質の変更 ・建築物の建築(自己居住以外の高さ10m以上、10戸以上の住宅) ・植樹計画書の届出 	○	○	—
	八王子市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法29条開発事業 ・宅地造成等規制法8条開発事業 ・東京都自然保護条例47条開発事業 ・1,000㎡以上でかつ7区画以上、又は10区画以上の事業 ・事前協議 	○	○	—
立川市	立川市宅地開発等まちづくり指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・道路位置指定を受ける築造 ・自己居住以外の建築事業(高さ10m※超で敷地500㎡以上、延べ床面積1,500㎡以上、事業区域1,000㎡以上、15戸以上の集合住宅、店舗面積500㎡以上) ※1種低住は軒高7m超又は地上3階以上 ・事前協議 	○	—	○
武蔵野市	武蔵野市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市まちづくり条例に規定する開発事業(開発行為・中高層建築等) ・事前協議 	○	○	○
	武蔵野市緑化に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・上記まちづくり条例に該当しない建築行為 ・敷地200㎡以上は計画書の提出 	○	○	○
三鷹市	三鷹市まちづくり条例 三鷹市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m超等※の自己住宅以外の建築 ・15戸以上の共同住宅等 ・500㎡以上の宅地造成 ・店舗面積500㎡以上の商業施設 ・工場、指定作業場で作業場面積が500㎡以上のもの ※1・2種低住: 軒高7m超又は地上3階以上 ・事前協議・緑化計画書・協定締結 	○	○	○
	三鷹市水と緑の保全及び創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・上記まちづくり条例に該当しない敷地及び土地面積250㎡以上の建築・開発計画 ・緑化計画書 	○	○	○
青梅市	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・500㎡以上の宅地造成 ・中高層建築(8戸以上の共同住宅、延べ床面積1,500㎡以上) ・20戸以上の共同住宅 ・事前協議 	○	—	—
府中市	府中市地域まちづくり条例 府中市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・軒高7m超又は地上3階以上の建築物(1・2種低層住居専用地域内)※ ・高さ10m超の建築物(1・2種低層住居専用地域以外)※ ・10戸超の集合住宅 ・延べ面積1,500㎡超の特殊建築物 ※一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。 ・事前協議・協定締結 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針を定め、地域特性を踏まえた公園・緑地等の整備指針を提示 	○	—	—
昭島市	昭島市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・事業区域面積1,000㎡以上 ・高さ10mを超える中高層建築 ・10戸以上の集合住宅等 ・事前協議 ・壁面緑化も対象となる。 	○	○	○
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例 調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則	市民、事業者、土地所有者	○	○	—
	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例 調布市開発事業指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・15戸以上の集合住宅等の建築物 ・高さ10m又は地上4階建て以上の建築物 ・延べ面積1,500㎡以上の建築物 ・道路の位置指定を伴う場合 ・周辺環境に著しい影響を及ぼすものうち規則で定めるもの ・事前協議・協定締結 	○	○	—

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
町田市	町田市中高層建築物に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建築物(1戸建ての住宅を除く。) ・集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿)で建築戸数が9戸以上のもの ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物 ・事前協議 	○	—	○
小金井市	小金井市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> (1)都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500㎡以上のもの (2)建築敷地面積が1,000㎡以上を必要とする建築物の建設事業 (3)高さ10m超(1・2種低住：軒高7m超又は地上3階以上)の建築物の建設事業。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。 (4)計画戸数が20戸以上の共同住宅の建設事業。ただし、地上3階以上の建築物とする。 (5)宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500㎡以上のもの ・事前協議 ・協定締結 	○	—	—
小平市	小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業面積500㎡以上の開発行為 ・8区画以上の敷地分割行為 ・自己居住以外の建築行為(事業面積1,000㎡以上、延べ床面積1,000㎡以上、独立に区画された戸数が16戸以上) ・事業計画の協議 	○	—	—
日野市	日野市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・宅地造成 ・建築行為等(高さ10m※又は地上3階以上の建築、8戸以上の住宅及び共同住宅、延べ床面積500㎡以上の用途変更等)※1種低住：軒高7m ・事前協議 ・開発区域内の自然樹林地 ・有効な植生地の保全基準あり。 	○	—	—
東村山市	東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 500㎡以上の開発行為 ・以下の建築事業 ア 敷地1,000㎡以上(専用住宅を除く。) イ 共同住宅で戸数16戸以上の(ワンルームを含む。)もの ウ 延べ面積1,000㎡以上 エ 建物の高さが10m以上のもの ・事前協議 	○	—	○
国分寺市	国分寺市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡(国分寺崖線区域300㎡)以上の開発事業 ・高さ10m又は3階以上の中高層建築物 ・緑化計画の申請 ・敷地内の緑地等の整備は、国分寺崖線区域内において、国分寺崖線区域外より上乘せした基準を設定 	○	○	—
国立市	国立市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為・延べ床面積1,000㎡以上 ・集合住宅で戸数が16戸以上(1・2種低住：10戸以上) ・高さ10m以上 ・事前協議 ・協定締結 	○	—	○
	国立市都市景観形成条例	<ul style="list-style-type: none"> 上記まちづくり条例に該当しない重点地区で延べ床面積10㎡以上、土地の形質の変更100㎡以上、切土盛土1.0m以上 ・重点地区内行為等届出書の提出 	○	—	○
福生市	福生市宅地開発等指導要綱 福生市まちづくり景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・20戸以上の集合住宅建設 ・中高層建築物の建設 ・敷地 1,000㎡以上の建築物の建設 ・事前協議 ・宅地開発協定取り交わし 	○	○	○
狛江市	狛江市まちづくり条例 狛江市まちづくり指導基準	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・集合住宅(3戸以下を除く。) ・高さ10m以上又は地上4階以上又は延べ床面積500㎡以上の建築 ・開発等事業届出書の提出 	○	—	—
	狛江市緑の保全に関する条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業 ・緑化計画書の提出 	○	—	—

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
東大和市	東大和市街づくり条例 東大和市開発事業基準	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条の開発行為 敷地面積500㎡以上の建築物の建築 地上3階以上又は高さ10mを超える建築物の建築(個人専用住宅を除く。) 15戸以上の集合住宅の建築 敷地面積500㎡以上の自動車駐車場の設置 葬儀場の設置その他の周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるもの ・事前協議 ・協定締結	○	○	—
清瀬市	清瀬市住環境の整備に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 500㎡以上の畑・山林等の土地を宅地とする行為 建築物の建築(高さ10m超、16戸以上の共同住宅、延べ面積500㎡以上、延べ面積300㎡以上のワンルーム形式の共同住宅) ・事前協議	○	—	○
	清瀬市みどりの環境をつくる条例	<ul style="list-style-type: none"> 上記まちづくり条例に該当しない建築行為 ・敷地1,000㎡以上は計画書の提出	○	—	○
東久留米市	東久留米市宅地開発等に関する条例 東久留米市のみどりに関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以上の開発行為 高さ10m以上の建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 500㎡以上の駐車場 経営目的墓地 ・事前協議	○	—	○
武蔵村山市	武蔵村山市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以上の宅地開発(土地の区画形質の変更を伴うもの、5区画以上であるもの) 計画戸数15戸以上の集合住宅の建築 中高層建築物の建築 ・事前協議	○	—	—
多摩市	多摩市街づくり条例 多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条許可対象事業 建築物の建築(10戸以上の共同住宅、高さ10m以上、床面積1,000㎡以上) 道路位置指定必要事業 500㎡以上の宅地造成 ・事前協議 ・保存樹林及び保存樹木の指定制度	○	○	—
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 稲城市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 敷地1,000㎡以上の事務所・事業所 都市計画法29条許可対象行為 15戸以上の集合住宅 高さ10m以上の中高層建築 ・事前協議	○	○	○
羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条に規定する開発行為 規模1,000㎡以上の宅地開発 道路位置指定が必要な事業 建築物を伴うもので、敷地1,000㎡以上、又は高さ10m以上、又は計画戸数20戸以上の建築 ・事前協議	○	—	—
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積500㎡以上の施設 500㎡以上の開発行為 高さ10m以上※又は地上3階以上の建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 10戸以上の集合住宅 など ※1・2種低住については軒高7m以上 ・事前協議 ・協定締結 ・緑化計画書の提出 ・宅地造成等に関する届出書の提出	○	—	○

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地500～3,000㎡の宅地開発 敷地500～1,000㎡の中高層建築物 事前協議 協定締結 	○	—	○
	西東京市人にやさしいまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条許可対象行為 面積500㎡以上の開発(畑・山林の住宅地化、駐車・駐輪場の設置、墓地設置) 建築物の建築(高さ10m以上、16戸以上の共同住宅、10戸以上のワンルーム、床面積500㎡以上) 事前協議 協定締結 	○	—	—
瑞穂町	瑞穂町宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条の開発行為 道路位置指定 東京都中高層建築物条例に規定する建築物 敷地1,000㎡以上に建築物を建築 戸数10戸以上の集合住宅(ワンルームは20戸以上) 事前協議 協定締結 	○	—	—
日の出町	日の出町宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条の許可を要する行為 高さ10m(1・2種低住:軒高7m・地上3階)以上の中高層建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 10戸以上の集合住宅等 	○	—	—

◆ 図面データの出典等

図面の記載は、全ての都市計画の内容を表示、証明するものではありません。

また、常に最新の情報を表示しているものではありません。

■ 緑の系統図

項目	調査年次、出典等
山地	改定前の図(東京都自然環境系地形分類データ)を平成 27 年数値地形図により一部修正
丘陵地	改定前の図(東京都自然環境系地形分類データ、フィンガープラン情報マップ 1・2 平成 20 年 3 月 東京都環境局多摩環境事務所)を景観基本軸「丘陵」、平成 27 年数値地形図により一部修正
崖線	改定前の図(平成 20 年時点での各種地形図により作成)を国土地理院基盤地図情報数値標高モデル(調査年 2014~2019)、平成 27 年数値地形図、平成 30 年度航空写真により一部修正 国分寺崖線は国分寺崖線景観基本軸の区域(平成 21 年 12 月現在)
平地林	改定前の図(平成 15 年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局 GIS データ(植生調査)の自然林・二次林と重複したものを平成 30 年度航空写真により一部修正
河川・運河等	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」
上水・用水等	改定前の図(平成 18 年(区部)・平成 19 年(多摩部)土地利用現況調査の「水面」のうち、各自治体の計画・地図等に図示されているものを平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」、平成 27 年数値地形図、平成 30 年度航空写真により一部修正
社寺林	改定前の図(平成 15 年度のデジタル航空写真に基づく調査結果を平成 20 年 3 月現在で現地確認により時点修正)を平成 30 年度航空写真により一部修正
屋敷林	改定前の図を平成 30 年度航空写真により一部修正
生産緑地	平成 29 年度都市計画情報(小金井市は平成 28 年 3 月 31 日現在)
農用地区域	東京都土地利用基本計画 計画書・計画図・(参考)総括図 平成 20 年
公園等	平成 30 年 3 月都市公園等開園データ、平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「公園・運動場等」、平成 27 年数値地形図

■ 既存の緑を守る方針図

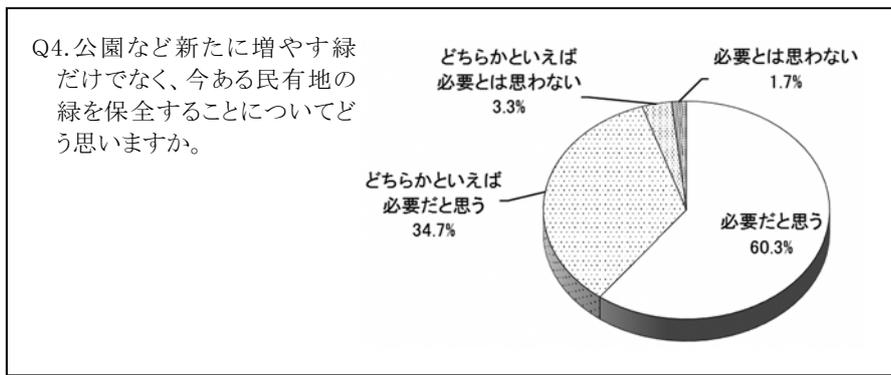
項目	調査年次、出典等
特定生産緑地	緑の系統図における「生産緑地」
河川等の水面	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」、平成 27 年数値地形図
森林・樹林	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「森林」
農地	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」
その他緑被地	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「原野」「公園・運動場等」、緑の系統図における「平地林」「社寺林」「屋敷林」「公園等」

◆ 都政モニターアンケートの結果

平成 30 年 9 月に「私有地の緑の保全」について、インターネット都政モニターアンケート(対象 500 人 回答数 479 人、回答率 95. 8%)を実施した結果のポイントは、以下のとおりです。

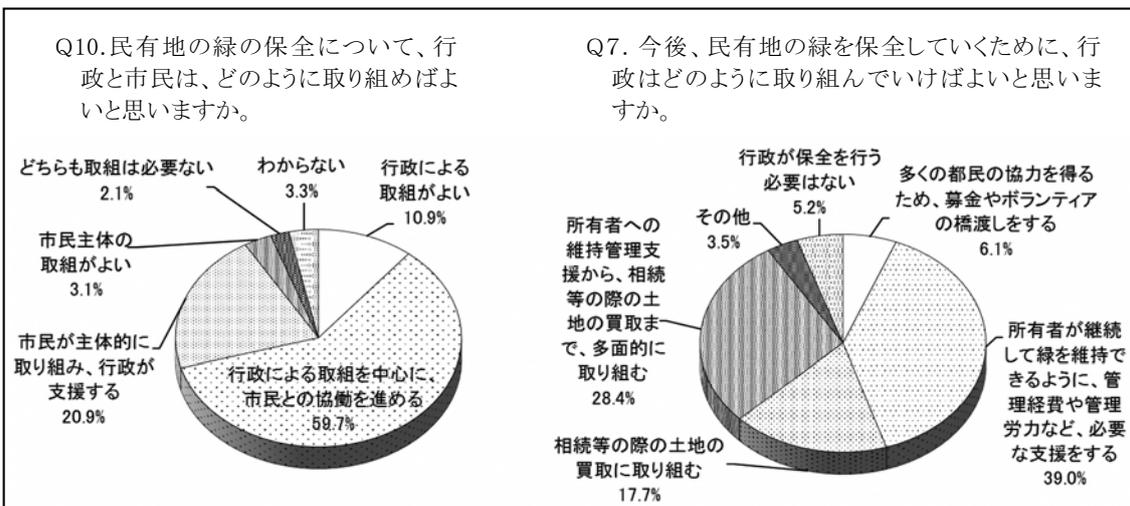
◇私有地の緑を保全することの必要性

私有地の緑を保全することが必要だと思う人は 95%で、その主な理由は、「ヒートアイランド現象の緩和に重要」51.2%、「二酸化炭素の吸収源で温暖化対策に必要だから」47.3%としている。



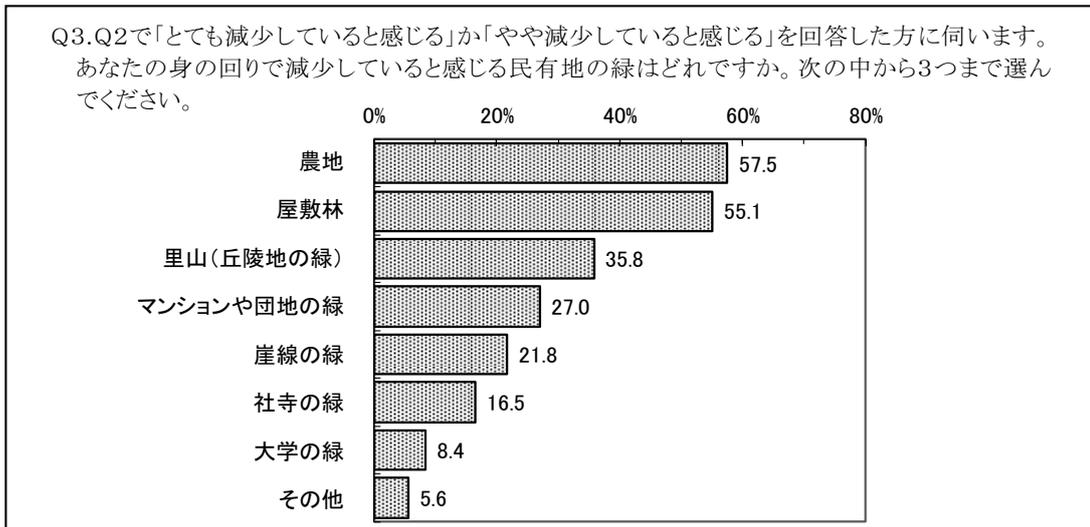
◇私有地の緑に対する行政と市民の関わり方

緑の保全への行政と市民の関わり方については、「行政による取組を中心に、市民との協働を進める」が 6 割近くで最も高く、行政の取組については、「所有者が継続して緑を維持できるように、管理経費や管理労力など、必要な支援をする」などが挙げられている。



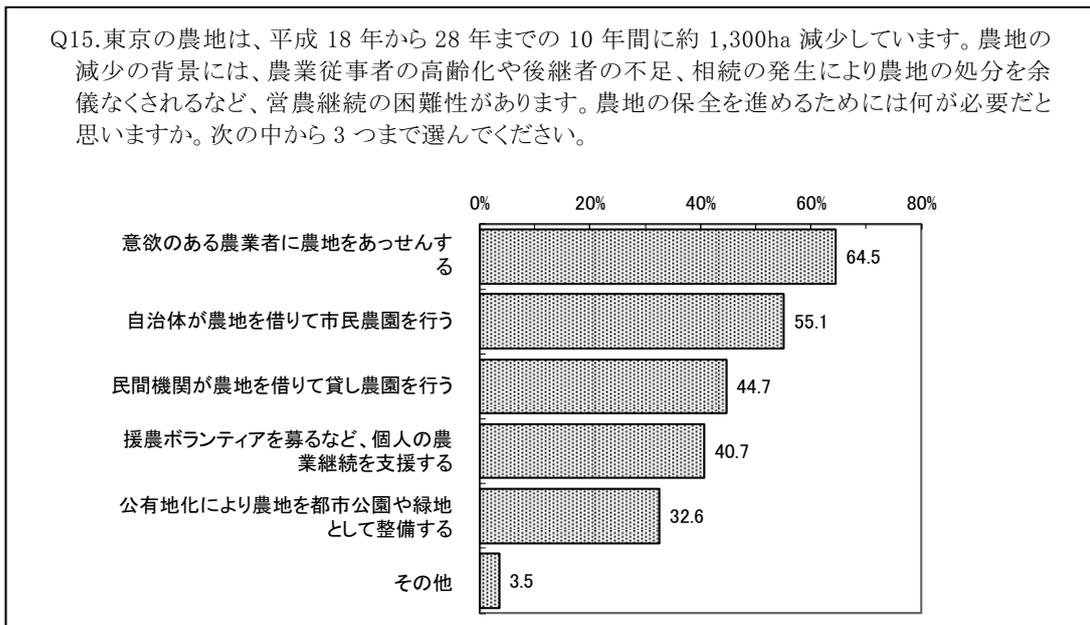
◇減少している緑の種類

約 6 割の人が、身の回りで私有地の緑が減少していると感じており、その内訳は、「農地」が 57.5%と最も高く、次いで「屋敷林」55.1%、「里山(丘陵地の緑)」35.8%などと続いている。



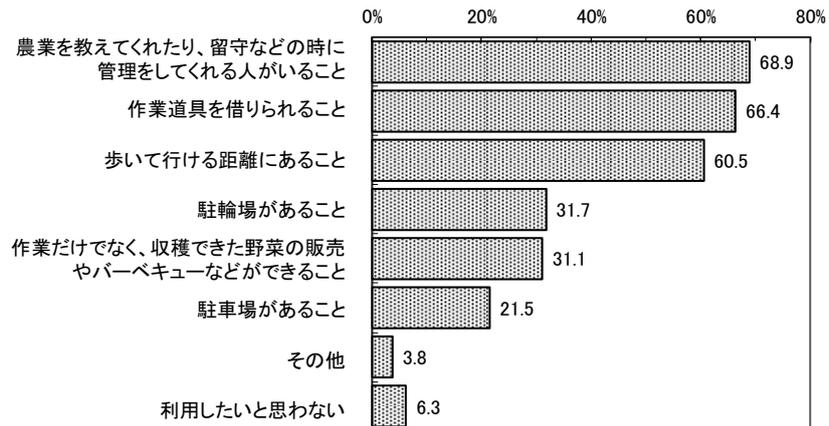
◇農地の保全に向けた取組

農地の保全に向けた取組について聞いたところ、「意欲のある農業者に農地をあっせんする」が 64.5%で最も高く、以下、「自治体が農地を借りて市民農園を行う」55.1%、「民間機関が農地を借りて貸し農園を行う」44.7%などと続いている。



農業体験農園・市民農園利用の条件について聞いたところ、「農業を教えたり、留守などの時に管理をしてくれる人がいること」、「作業道具を借りられること」、「歩いて行ける距離にあること」が、いずれも6割を超えて挙げられている。

Q16.農地を保全する取組のひとつとして、農家の行う農業体験農園や、自治体が農地を借り上げて行う市民農園があります。どのような条件があれば利用したいと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。



◆ 「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会 委員等構成

令和2年4月1日現在

		所 属	
座長		東京都 都市整備局 都市づくり政策部長	
副座長		特別区土木主管部長会 会長区 担当部長	
		市長会 会長市 公園緑地主管担当部長	
委員	特別区	千代田区	環境まちづくり部長
		中央区	環境土木部長
		港区	街づくり支援部長
		新宿区	みどり土木部長
		文京区	土木部長
		台東区	環境清掃部長
		墨田区	都市整備部 環境担当部長
		江東区	土木部長
		品川区	防災まちづくり部長
		目黒区	都市整備部長
		大田区	まちづくり推進部長
		世田谷区	みどり33推進担当部長
		渋谷区	環境政策部長
		中野区	都市基盤部長
		杉並区	都市整備部 土木担当部長
		豊島区	都市整備部 土木担当部長
		北区	生活環境部長
		荒川区	防災都市づくり部長
		板橋区	土木部長
		練馬区	環境部長
足立区	都市建設部 みどりと公園推進室長		
葛飾区	都市整備部長		
江戸川区	土木部長		

委員	市町村	八王子市	環境部長
		立川市	基盤整備担当部長
		武蔵野市	環境部長
		三鷹市	都市整備部長
		青梅市	環境部長
		府中市	都市整備部長
		昭島市	環境部長
		調布市	環境部長
		町田市	都市づくり部 都市整備担当部長
		小金井市	環境部長
		小平市	環境部長
		日野市	環境共生部長
		東村山市	まちづくり部長
		国分寺市	建設環境部長
		国立市	生活環境部長
		福生市	都市建設部参事
		狛江市	環境部長
		東大和市	環境部長
		清瀬市	都市整備部長
		東久留米市	環境安全部長
		武蔵村山市	環境担当部長
		多摩市	環境部長
		稲城市	都市建設部長
		羽村市	産業環境部長
		あきる野市	都市整備部長
		西東京市	みどり環境部長
		瑞穂町	都市整備部長
		日の出町	まちづくり課長
		奥多摩町	観光産業課長
		檜原村	産業環境課長

◆ 改定に至る経緯

都区市町村合同推進委員会	
開催日	内容及び議題
平成 30 年 10 月	特別区土木主管部長会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
12 月	特別区副区長会役員会・総会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
12 月	平成 30 年度第 1 回特別区委員会・幹事会 平成 30 年度第 1 回市町村委員会・幹事会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
令和元年 5 月	令和元年度 第 1 回幹事会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
8 月	都区市町村担当者会議 ・確保地、確保候補地の案について ・生産緑地地区の扱いについて ・骨格的な緑の区域について
9 月	令和元年度 第 2 回幹事会 ・改定の概要について ・確保地、確保候補地の公表案について ・本文の骨子案について ・今後のスケジュール案
11 月	令和元年度 第 3 回幹事会 ・本文の掲載案について ・確保候補地から確保地への変更について ・今後のスケジュール案
令和 2 年 1 月	令和元年度 第 1 回委員会 ・設置要綱の改正について ・パブリックコメント案について ・今後のスケジュールについて
6 月	令和 2 年度 第 1 回委員会・幹事会 ・設置要綱の改訂について ・パブリックコメントの結果と見解・対応案について ・「緑確保の総合的な方針(改定)」について ・改定のスケジュールについて

◆ お問い合わせ先一覧

(都区市町村の担当部署・電話番号：令和2年4月1日現在)

●東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 03-5388-3264

●特別区(23区)

千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課	03-5211-3639
中央区	環境土木部 水とみどりの課	03-3546-5434
港区	街づくり支援部 都市計画課	03-3578-2210
新宿区	みどり土木部 みどり公園課	03-5273-3924
文京区	土木部 みどり公園課	03-5803-1255
台東区	環境清掃部 環境課	03-5246-1323
墨田区	都市整備部環境担当 環境保全課	03-5608-6208
江東区	土木部 管理課	03-3647-2079
品川区	防災まちづくり部 公園課	03-5742-6799
目黒区	都市整備部 みどり土木政策課	03-5722-9359
大田区	まちづくり推進部 都市計画課	03-5744-1332
世田谷区	みどり33推進担当部 みどり政策課	03-5432-2591
渋谷区	環境政策部 環境政策課	03-3463-2749
中野区	都市基盤部 公園緑地課	03-3228-5554
杉並区	都市整備部 みどり公園課	03-3312-2111 内線 3593
豊島区	都市整備部 公園緑地課	03-3981-4940
北区	生活環境部 環境課	03-3908-8618
荒川区	防災都市づくり部 道路公園課	03-3802-4483
板橋区	土木部 みどりと公園課	03-3579-2533
練馬区	環境部 みどり推進課	03-5984-1659
足立区	都市建設部みどりと公園推進室長付みどり推進課	03-3880-5423
葛飾区	都市整備部 都市計画課	03-5654-8382
江戸川区	土木部 水とみどりの課	03-5662-8393

●市町村(26市3町1村)

八王子市	環境部 環境保全課	042-620-7268
立川市	まちづくり部 公園緑地課	042-528-4363
武蔵野市	環境部 緑のまち推進課	0422-60-1863
三鷹市	都市整備部 緑と公園課	0422-45-1151 内線 2833
青梅市	環境部 公園緑地課	0428-22-1111 内線 2681
府中市	都市整備部 公園緑地課	042-335-4313
昭島市	環境部 環境課	042-544-5111 内線 2293
調布市	環境部 緑と公園課	042-481-7083
町田市	都市づくり部 公園緑地課	042-724-4397
小金井市	環境部 環境政策課	042-387-9860
小平市	環境部 水と緑と公園課	042-346-9830
日野市	環境共生部 緑と清流課	042-514-8307
東村山市	まちづくり部 みどりと公園課	042-393-5111 内線 2742
国分寺市	建設環境部 緑と建築課	042-325-0129
国立市	生活環境部 環境政策課	042-576-2111 内線 137
福生市	都市建設部 まちづくり計画課	042-551-1952
狛江市	環境部 環境政策課	03-3430-1111 内線 2561
東大和市	環境部 環境課	042-563-2111 内線 1271
清瀬市	都市整備部 水と緑の環境課	042-497-2098
東久留米市	環境安全部 環境政策課	042-470-7753
武蔵村山市	協働推進部 環境課	042-565-1111 内線 262
多摩市	環境部 公園緑地課	042-338-6837
稲城市	都市建設部 土木課	042-378-2111 内線 336
羽村市	産業環境部 環境保全課	042-555-1111 内線 225
あきる野市	都市整備部 都市計画課	042-558-1111 内線 2711
西東京市	みどり環境部 みどり公園課	042-438-4045
瑞穂町	都市整備部 建設課	042-557-7659
日の出町	まちづくり課	042-597-0511 内線 351
奥多摩町	観光産業課	0428-83-2295
檜原村	産業環境課	042-598-1011 内線 129

